

鳥取県医師会報

CONTENTS

平成25年6月

巻頭言

医 政 会長 岡本 公男 1

理事会

第1回常任理事会・第2回理事会 3

医学会

平成25年度鳥取県医師会春季医学会 12

諸会議報告

第61回医事紛争処理委員会 13
平成25年度学校医部会運営委員会 14
生涯教育委員会 17
都道府県医師会産業保健担当理事連絡協議会 常任理事 吉田 真人 19

医療保険のしおり

平成24年度指導における指摘事項（その2） 24

県よりの通知

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の施行について（通知） 28
鳥取県非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金交付要綱の改正について（通知） 28

お知らせ

日本医師会認定産業医新規申請手続きについて 30
第1回鳥取県医師会産業医研修会開催要項 31
産業医学振興財団産業医学専門講習会開催のご案内 32
「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」（登録・更新）対象となる研修会ご案内 34
「禁煙指導医・講演医」養成のための講習会開催について 35
平成25年度中国地区学校保健・学校医大会ご案内 36

訃 報

37

健 対 協

鳥取県医師会腫瘍調査部月報（5月分） 38

感染症だより

「鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染症に対する院内感染対策」の送付について	39
新種のコロナウイルスによる感染症の国内検査体制及び日本における呼称について	40
ヒブワクチンの価格について	41
鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）	42

歌壇・俳壇・柳壇

境港「玉栄丸」爆発	倉吉市 石飛 誠一	43
-----------	-----------	----

フリーエッセイ

薩摩・肥後紀行	南部町 細田 庸夫	44
シーベルトの謎（20）	鳥取市 上田 武郎	45

東から西から－地区医師会報告

東部医師会	広報委員 小林恭一郎	47
中部医師会	広報委員 岡田耕一郎	48
西部医師会	広報委員 伊藤 慎哉	49
鳥取大学医学部医師会	広報委員 北野 博也	50

県医・会議メモ

52

会員消息

53

保険医療機関の登録指定、異動

53

公 告

鳥取県医師会代議員の補欠の選出について	54
---------------------	----

編集後記

編集委員 武信 順子	55
------------	----



医 政

鳥取県医師会 会長 岡本 公 男

平成6年、鳥取県医師会理事として初めて私の医師会活動はスタートしました。

入江会長以下、大先輩諸氏のご指導、ご薫陶を頂きながら、不安だらけの船出でした。

その当時“医療、保健、福祉の連携”“医政なくして医療なし”は、よく語られたフレーズです。“医療、保健、福祉”については、県行政との緊密な連携が醸成されていたという環境があり、いろんな方策が練られ、少しは鳥取県の医療行政に足跡を残せたかと自負するところです。

しかし、“医政”とは何なのか？ 国民のための医療政策を皆で議論しながら方向づけていくもので、医学、医療の責任者である医師は、その中心に居て“国家百年の計”を論じ、時の政権にふれることなく推し進めていくものではないでしょうか。20年近い役員活動を通して、いかなる成果が残せたか？ 些か自信がありません。

7月に実施される参議院議員選挙では、アベノミクスをはじめ、安倍内閣による政権運営への評価と憲法改正などが争点にされていますが、今後、わが国の社会保障制度のゆくえを左右するであろう重要政策が提言されようとしています。選挙後にはその具体化に向けた、議論が待っています。

9月にはTPP交渉も本番を迎え、臨時国会では来年4月からの消費税引き上げ分の使い道についても本格的な協議がなされるでしょう。

米国の著名な経済学者であるジョセフ・スティグリッツ氏（コロンビア大学）は、5月30日、内閣府経済社会総合研究所の主催するESRI国際カンファランスの為に来日し「公共部門の行う医療の方が民間部門よりも効率が高い」と述べ、日本の増税による社会保障の充実に理解を示しました。シンポジウムに同席した日本のエコノミストらがTPPの交渉参加を前向きにとらえる発言を繰り返す中で、参加の警鐘を鳴らしました。日本は、グローバル化を進める必要があるとしながらも「TPPは自由貿易協定ではなく、透明性が無い。薬へのアクセスが難しくなる」と述べています。

また、5月31日、「日本経済の再生に向けて」と題したパネルディスカッションにおいて、成長戦略の一環である規制緩和は日本には必要とした竹中民間議員に対し、米国

の医療などを事例に上げて反論しました。またジェフリー・サックス氏（コロンビア大学教授）は、「米国では規制緩和で民間企業にリーダーシップを与えた結果、強力な利益団体、ロビイストを生み出した。無駄が多く入院コスト・医薬品が高額な破滅した医療制度に日本はすべきではない。規制緩和に民営化は危険な方向性だ」と警告しました。

また、国、地方を合わせて一千兆円とも言われる借金、予算にかかる税収が50%に満たないという巨額の財政赤字、TPPによる営利企業の医療への参入問題、消費税率アップを間近に控えた控除対象外消費税を対象とした医療財政問題など、医療を取り巻く環境は、極めて厳しいものがあります。

日本の医療政策は国会で決められます。この3年間日本医師会を代表する国会議員は一人もいませんでした。その間、他医療職種を代表する議員らは“チーム医療の推進”という名の下に、医師の職域まで職能を伸ばそうとしています。

医療の本質を熟知し、国民の為の医療を推進して行く代表として、横倉日医会長は羽生田俊副会長を推挙されました。

開業医、勤務医、病院・診療所などの枠を超えて、全ての医師が団結し、我々の代表を医療関係者のリーダーとして国会に送り出さなければなりません。

会員の皆様のご理解ご協力をお願い致します。

第 1 回 常 任 理 事 会

- 日 時 平成25年5月2日（木） 午後4時40分～午後7時
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本会長、吉中・魚谷両副会長
渡辺・明穂・笠木・吉田・清水各常任理事
米川理事

報告事項

1. 日医 医療基本法に関する担当理事連絡協議会の出席報告（明穂常任理事）

4月17日、日医会館において、日医医事法関係検討委員会において検討が行われてきた「医療基本法（仮称）」が平成25年3月に「『医療基本法』の制定に向けた具体的提言」として草案が横倉日医会長へ提出されたため、医師会内部での議論を深めることを目的に開催された。

議事として、（1）医療基本法問題に関する背景説明、（2）医事法関係検討委員会答申「『医療基本法』の制定に向けた具体的提言」、（3）医事法関係検討委員会答申「『医療基本法』の制定に向けた具体的提言」における「医療基本法草案」、（4）シンポジウムの報告、（5）行政からのコメント、（6）質疑応答、が行われた。日医では今後「医療基本法」が本当に必要かどうかを含めて広く会内の意見を聞きながら、拙速となることなく着実に議論を進めていくとのことであった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

2. 公開健康講座の開催報告（渡辺常任理事）

4月18日、県医師会館において開催した。演題は、「ご本人と家族のための禁煙教室」、講師は、安陪内科医院院長 安陪隆明先生。

3. 第2回中央病院機能強化基本計画検討委員会の出席報告（岡本会長）

4月18日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催された。

議事として、県は中央病院と赤十字病院の両病院について役割分担及び効率化を図ろうとしており、市立病院と生協病院を含めた東部の二次医療圏の体制及び整備に関して、中央病院の機能強化の方向性（救急医療の充実及び周産期医療体制の充実）を中心に協議、意見交換が行われた。中央病院は心臓及び脳外科等の救急医療を、赤十字病院は整形外科及び消化器外科内科を機能強化し、病床数を中央病院は増加させ、その分赤十字病院は減少する。また、中央病院は救急医療病床を確保し、ICUと区分する。本件については喫緊の課題ではあるが、いろいろと問題点も多いため、今後議論をさらに進めていくとのことであった。

4. 鳥取県新型インフルエンザ対策会議の出席報告（笠木常任理事）

4月19日、県庁と中・西部総合事務所等を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催された。

議事として、鳥インフルエンザの感染状況及び新型インフルエンザ特措法施行について報告、協議、意見交換が行われた。今後は、「鳥取県新型インフルエンザ対策会議（知事が議長）」を開催し、情報共有のみならず、対応を協議する。また、海外でヒトからヒトへの感染が確認され

WHOがフェーズ4を宣言すれば、鳥取県新型コロナウイルス対策本部（知事が本部長）を設置して対応にあたる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る知事権限では、緊急事態宣言後に対応・措置として、（1）不要不急の外出自粛、（2）学校、福祉施設、興業場等の使用等宣言等の要請・指示、（3）臨時の医療施設における医療の提供等、（4）緊急物資の運送等の要請・指示、（5）特定物資に係る売渡しの要請・収用、（6）緊急時の埋葬又は火葬の実施、ができる。詳細については国が8月頃を目途に数値目標を設定するため、それに基づき鳥取県も設定するとのことである。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

5. 前鳥取大学学長 能勢隆之先生 退任記念祝賀会の出席報告〈岡本会長〉

4月20日、ホテルニューオータニ鳥取において開催され、祝辞を述べてきた。能勢先生は学長を2期8年に亘って務められ、大変盛会であった。

6. 鳥取県麻しん対策会議の出席報告 〈笠木常任理事〉

4月25日、県庁において開催された。

議事として、平成24・25年度麻しん対策の取組などについて報告、協議、意見交換が行われた。全国の麻しん発生数は、平成20年11,013件から平成24年293件と97%減少し、鳥取県ではここ数年0件であった。鳥取県における麻しん検査診断の実施では、麻しんを疑う場合、速やかに最寄りの保健所へ電話連絡をお願いする。原則として全例の検体（出来れば「咽頭ぬぐい液」「血液」「尿」の3検体）を確保し、県衛生環境研究所でPCR検査を実施する。今後は、平成27年度までに麻しんの排除を達成し、世界保健機関による麻しんの排除の認定を受け、その後も麻しんの排除の状態を維持することを目標とする。麻しんの予防接種を2回することと、その接種率を95%以上にすることが重要なため、引き続き、文部科学省等と連携

し、第1期及び第2期の接種率目標の達成と維持を行う。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

7. 鳥取県精神保健福祉協会理事会・総会の出席報告〈渡辺常任理事〉

4月25日、白兔会館において開催された。

議事として、平成24年度事業実績及び歳入歳出決算、平成25年度事業計画及び歳出予算案、役員改選などについて協議が行われた。平成25年度は、（1）精神保健福祉に関する知識の普及啓発事業（協会広報誌の発行、講師派遣）、（2）「心の健康フォーラム」の開催、（3）県民総合福祉大会への参加、（4）精神障害者スポーツ振興の受託、（5）精神保健福祉協会の組織拡充、（6）協会事業に関する会議等の開催及び参加を実施する予定である。

8. 産業医部会運営委員会の開催報告 〈吉田常任理事〉

4月25日、県医師会館において、鳥取労働局及び鳥取産業保健推進連絡事務所に参集頂き開催した。

主な議事として、平成24年度事業報告並びに平成25年度事業計画、平成25年度地域産業保健事業などについて報告、協議、意見交換を行った。平成25年度は、例年どおり各地区において、基礎研修と生涯研修を合同で、基本テーマを「労働安全衛生対策」「メンタルヘルス対策」「感染症対策」「急性冠動脈疾患の予防対策」「熱中症対策」「がん対策」として開催する。また、労働安全衛生法における産業医制度は法改正されないが、産業医が事業者に対してメンタルヘルス等を含め全ての産業医業務を行うのではなく、かかりつけ医等とも連携しながら、労働者の健康を確保し対応していくことが必要ではないかとの意見があった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

9. 第4回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会の出席報告〈岡本会長〉

4月27日、県医師会館において急遽開催された。

議事として、(1) 新たな看護師養成所設置の取組状況(鳥取市からの報告)、(2) 看護師養成機関に関するニーズ調査、(3) 平成25年度鳥取県看護職員実習指導者養成講習会実施要綱案、(4) 実習指導者養成事業、(5) 鳥取県地域医療再生基金事業補助金に係る新たな事業の実施希望などについて報告、協議、意見交換が行われた。なお、鳥取市は看護師養成所の設置候補地を2ヶ所に絞り込み、JR鳥取駅北側の県有地を優先したい意向を示した。鳥取市と学校法人大阪滋慶学園は28日に専門学校設置の基本協定を調印する予定である。協定には、平成27年4月の開校を目標とし、市が学校用地を取得して学園に無償で貸し付けるとの内容が含まれている。

10. 岡山県医師会公益社団法人移行記念式典及び祝賀会の出席報告〈魚谷副会長〉

4月29日、岡山プラザホテルにおいて開催され、会長代理として出席した。

11. 健保 指導計画打合せ会の出席報告 〈吉田常任理事〉

5月2日、県医師会館において開催され、常任理事会メンバー及び米川理事とともに出席した。

議事として、平成24年度指導結果、指導対象保険医療機関の選定、平成25年度指導計画などについて中国四国厚生局鳥取事務所及び県医療指導課と打合せを行った。平成25年度指導計画では、集団的個別指導16件(病院2、診療所14)、新規個別指導11件(診療所のみ)、個別指導14件(病院1、診療所13)が選定された。個別指導は、集団的個別指導の結果、翌年度も引き続き高点数の医療機関より、前年度再指導か情報提供によるものが優先的に選定される。また、電子カルテを利用している医療機関が個別指導を受ける際、パソコ

ンの持ち込みが可能となる予定とのことであった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

協議事項

1. 第190回定例代議員会の開催について

6月29日(土)午後4時よりホテルニューオータニ鳥取において開催する。主な議事は、議長及び副議長の選定、平成24年度会務報告及び収支決算、役員を選任である。

2. 鳥取県医師会役員等の選任の公告及び公示について

6月29日(土)に開催する第190回定例代議員会において、本会役員等の選任(役員選挙)を行う。公告として、本会ホームページに掲載するとともに、鳥取県医師会報5月15日号に掲載する。役員選挙に立候補しようとする会員は、会員3名以上10名以内の推薦を受けて、選挙期日の5日前、即ち6月24日(月)までに文書で鳥取県医師会会長宛に届けていただきたい(届出は平日の午前9時から午後5時までの間とする)。立候補届出書、推薦書、経歴表等の様式は、ホームページからダウンロードできる。候補者自身が直接、鳥取県医師会事務局に届け出されても構わないが、従前の慣例どおり、各地区医師会において立候補届出書等の書類をとりまとめて提出していただきたい。なお、任期は平成27年6月下旬に開催予定の定例代議員会までである。

3. 公益社団法人移行に伴う諸課題について

本会の公益社団法人移行に伴い、役員改選、総会(各種表彰等)、退任役員への感謝状等、各種委員会委員、役員報酬、会員名簿について検討を行った。

4. 平成25年度社会保険医療担当者指導員の推薦について

県医療指導課より任期満了に伴い推薦依頼がき

ている。内科7名、外科1名、脳外科1名、整形外科2名、小児科2名、耳鼻咽喉科2名、精神科1名、眼科2名、皮膚科2名、泌尿器科2名の計22名（うち新任4名）を推薦する。

5. 審査員の推薦について

支払基金（診療担当者12名）と国保連合会（保険医9名）へ審査員を推薦した。

6. 鳥取大学経営協議会委員の就任について

任期満了に伴い推薦依頼がきている。引き続き、岡本会長を推薦する。

7. 鳥取県留置施設視察委員会委員の推薦について

任期満了に伴い推薦依頼がきている。岸本拓治先生（西部医師会）を推薦する。

8. 関西広域で考える男女共同参画フォーラム（仮称）第一回実行委員会の出席について

5月16日（木）午後1時より倉吉未来中心において開催される。他の会議で日程が重なっているため、出席者を見送る。

9. 中国四国医師会連合「医療基本法（仮称）制定に関するシンポジウム」の出席について

5月19日（日）午後2時30分より広島市において開催される。渡辺常任理事、谷口事務局長が出席する。

10. 日本糖尿病対策推進会議総会の出席について

6月7日（金）午後2時より日医会館において開催される。県立中央病院糖尿病・内分泌・代謝内科部長 檜崎晃史先生が出席する。

11. 鳥取県病院協会定期総会の出席について

6月11日（火）午後2時30分よりホテルセントパレス倉吉において開催される。会長代理として吉中副会長が出席する。

12. 日医 定例代議員会の出席について

6月23日（日）午前9時30分より日医会館において開催される。岡本会長、池田中部会長、魚谷副会長、明穂常任理事が出席する。

13. 第1回産業医研修会の開催について

7月28日（日）午後1時より県医師会館において開催する。研修単位は基礎&専門研修5単位。

14. 全国有床診療所連絡協議会総会兵庫大会の出席について

8月3・4日（土・日）神戸市において開催される。米川理事が出席する。

15. 日医 認定産業医更新申請の承認について

日医認定産業医更新申請者10名（東部6、中部1、西部3）より書類の提出があり、審議の結果、何れも資格を満たしているため、日医宛に申請した。

16. 名義後援について

下記のとおり実施される研修会等について、本会との名義後援にすることを了承した。

- ・山陰リスクマネジメント研究会（6/30 米子コンベンションセンター）
- ・市民公開講座（7/7 倉吉交流プラザ）〈県立厚生病院〉
- ・骨髄バンク普及映画
- ・子どもの心の診療と支援に関する医学講座（7/7 倉吉体育文化会館、7/21 まなびタウンとうはく）〈県子ども発達支援課〉
- ・中国ブロック理学療法士学会（8/31～9/1 米子コンベンションセンター）

17. 日医生涯教育制度認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、何れも適当として承認した。

[午後7時閉会]

第 2 回 理 事 会

- 日 時 平成25年5月23日(木) 午後4時～午後6時30分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本会長、吉中・魚谷両副会長
渡辺・明穂・笠木・吉田・清水各常任理事
米川・村脇・岡田・日野・武信・瀬川・小林各理事
新田監事
板倉東部会長、池田中部会長、野坂西部会長

議事録署名人の選出

岡本会長、魚谷副会長、新田監事を選出。

報告事項

1. 医事紛争処理委員会の開催報告〈魚谷副会長〉

5月9日、県医師会館において開催した。

議事として、中国四国医師会医事紛争研究会及び都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会の出席報告があった後、県内の医事紛争の処理状況などについて協議、意見交換を行った。平成24年度の状況は、新規受付4件、解決済7件、裁判中4件、折衝中1件、年度末未解決分5件となっている。また、日医A1会員は、自動的に対人賠償1億円の保険に加入しており、免責部分100万円は本会が団体契約として損保ジャパンの保険に加入いただいている。この保険には自動的に刑事弁護士費用を担保する条項がついており、万が一刑事事件で送検などされた場合、訴訟や弁護士費用等が保険適用となる。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

2. 鳥取県地域医療対策協議会の出席報告

〈岡本会長〉

5月14日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催され、地区医師会長等とともに出席した。

議事として、地域医療再生基金の新たな積み増

しについて協議、意見交換が行われた。これまで一次、二次が施行されてきたが、その際に残った基金等を含め、この度新たな積み増しがあった。本会からは、「災害時における衛星携帯電話の設置(基本料金は各自負担)」、「緊急時の電源確保(1/2補助)」を要望しており、予算がとおる見込みである。今後は、5月28日に開催する鳥取県医療審議会で最終協議が諮られ、31日に国へ提出する。また、看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会、鳥根県ドクターヘリによる鳥取県への運行、鳥大医学部附属病院ドクターカーの運行開始について報告があった。

3. 公益社団法人日本医師会移行記念祝賀会の出席報告〈魚谷副会長〉

5月14日、帝国ホテルにおいて開催された。横倉会長の挨拶に続き、来賓として、安倍晋三内閣総理大臣、伊吹文明衆議院議長、田村憲久厚生労働大臣他4名から祝辞がなされた。出席者は約1,000名で盛会であった。

4. 鳥取県公衆衛生協会理事会の出席報告

〈岡本会長〉

5月16日、県医師会館において開催され、渡辺・笠木両常任理事とともに出席した。

議事として、平成24年度事業報告及び収支決算案、平成25年度事業計画及び収支予算案、第56回鳥取県公衆衛生学会の開催(7/11 倉吉未来中

心)、第59回中国地区公衆衛生学会、鳥取県公衆衛生協会会則の改正などについて報告、協議、意見交換が行われた。第59回中国地区公衆衛生学会は鳥取県の当番で8月28・29日(水・木)に鳥取市において開催する。

5. 学校医部会運営委員会の開催報告

〈笠木常任理事〉

5月16日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。

最初に県医療指導課より、「島根原子力発電所事故発生時の安定ヨウ素剤予防服用計画」の基本方針について説明があった。引き続き、平成24年度学校医部会事業報告、学校保健・学校医へのアンケート結果報告を行った後、学校医部会の名称変更(⇒学校医・園医部会へ変更)、(仮称)鳥取県医師会指定学校医制度、学校医研修会、全国及び中国四国学校保健関連の会議への出席者・提出議題などについて協議、意見交換を行った。「(仮称)鳥取県医師会指定学校医制度」は、平成26年4月1日制度施行を目標として年内に要綱案他をまとめる予定である。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

6. 東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状伝達式の出席報告

〈清水常任理事〉

5月16日、県庁において行われた。藤井鳥取県副知事より、本会を含め10団体に感謝状が伝達された。

7. 公開健康講座の開催報告〈渡辺常任理事〉

5月16日、県医師会館において開催した。演題は、「最新の糖尿病治療一怖い合併症を防ぐために一」、講師は、県立中央病院糖尿病・内分泌・代謝内科医長 村尾和良先生。

8. 鳥取県新型インフルエンザ医療対策協議会の出席報告〈笠木常任理事〉

5月17日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催された。

議事として、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)、新型インフルエンザ発生時の医療提供体制などについて報告、協議、意見交換が行われた。平成25年4月13日の措置法施行に伴い、本県では今後、法に基づく県行動計画の策定や指定地方公共機関の指定の手続きを行う。政府行動計画や国ガイドラインが発出され次第、県の行動計画を改正し、その中で改めて医療提供体制の整理を行うが、既に整理している役割(「発熱外来は」は「帰国者・接触者外来」に名称変更予定)は継続する予定である。なお、平成25年3月末以降の中国における鳥インフルエンザ患者発生により、県では指定地方公共機関の指定等の作業を早期に進める(公立医療機関も指定される予定)。

医療機関への依頼事項として次の2点が挙げられている。(1)既に指定している各医療機関の役割(発熱外来・入院協力医療機関)の再確認及び入院協力医療機関の病床数の確認、(2)指定地方公共機関の指定先となり得る医療機関は、特措法による指定地方公共機関の指定手続きをお願いする。

9. 中国四国医師会ブロック 医療基本法(仮称)制定に関するシンポジウムの出席報告〈渡辺常任理事〉

5月19日、広島市において中国四国医師会連合及び日医との共催で開催された。

当日は、基調講演「『医療基本法(仮称)』の制定に向けた具体的提言」(横倉日医会長)、指定発言(1)「日本医師会医事法関係検討委員会における議論から」(林 弘人日医医事法関係検討委員会委員・山口県医師会常任理事)、(2)「医療における法と行政」(佐々木昌弘広島県健康福祉

局長)、質疑応答が行われた。(1)では、今後の検討課題として、(1)「医療の不確実性」の文言の追加、(2)医療提供者の権利規定の強化、(3)「介護」を医療基本法の対象に含めるか、(4)「計画体系」を盛り込むか、の4点を挙げられた。「医療基本法」の下におかれる「子法」の検討が必要である。

10. 第3回中央病院機能強化検討委員会の出席報告〈岡本会長〉

5月21日、県医師会館と西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催された。

議事として、今後のがん医療提供体制構築に向けての考え方、がん拠点病院体制の充実について協議、意見交換が行われた。鳥取県は75歳までのがんで亡くなる方が全国ワースト2位であり、減少させるための食事や生活様式の改善等について取組みを行っている。今後は二次医療圏内に一ヶ所は先進医療が出来る体制を整えていく方針で、既に中央病院と鳥取赤十字病院の間ですみ分けがされている。現在、東部医療圏では市立病院がPETを導入しているが、利用者も増加し、価格も安価になってきているので、県立中央病院も設置を考えているとのことであった。その他、鳥大医学部附属病院で実施されているロボット手術についても話題提供があった。

11. 生涯教育委員会の開催報告〈日野理事〉

5月23日、県医師会館と中・西部医師会館を回線で繋ぎ、TV会議システムを利用して開催した。

平成24年度生涯教育事業及び都道府県医師会生涯教育担当理事連絡協議会の出席について報告の後、平成25年度春季及び秋季医学会と今後の医学会の運営方法、平成25年度日医生涯教育制度、日医生涯教育協力講座セミナーなどについて協議、意見交換を行った。テレビ会議システムを利用して本会医学会の参加者を増員させてはどうかとの意見があったが、現時点では技術的に難しいため今後検討する。日医生涯教育協力講座セミナー

は、「糖尿病」について開催し、鳥取県糖尿病対策推進会議と連携しながら、内容及び講師の人選について進めていく。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

12. その他

*日医は、例年どおり地球温暖化防止対策(クールビズ)に取り組むので、来館される際は軽装でもよい(実施期間は平成25年5月1日から10月31日まで)。なお、鳥取県医師会においても日医と同様クールビズを実行するので、理事会及び各種委員会等には、ノーネクタイ等の常識的な判断による軽装でご出席いただきたい。

協議事項

1. 第190回定例代議員会の開催について

6月29日(土)午後4時よりホテルニューオータニ鳥取において開催する。主な議事は、議長及び副議長の選定、平成24年度会務報告及び収支決算承認、役員を選任(役員選挙)である。

2. 鳥取県医師会役員等の選任の公告及び公示について

6月29日(土)に開催する第190回定例代議員会において、本会役員等の選任(役員選挙)を行う。公告として、本会ホームページに掲載するとともに、鳥取県医師会報5月15日号に掲載する。役員選挙に立候補しようとする会員は、会員3名以上10名以内の推薦を受けて、選挙期日の5日前、即ち6月24日(月)までに文書で鳥取県医師会会長宛に届けていただきたい(届出は平日の午前9時~午後5時までの間)。「立候補届出書」「推薦書」「経歴表等の様式」は、ホームページからダウンロードできる(所属の地区医師会にもある)。候補者自身が直接、鳥取県医師会事務局に届け出されても構わないが、従前の慣例どおり、各地区医師会において立候補届出書等の書類をとりまとめて提出していただきたい。任期は平成27年6月下旬に開催予定の定例代議員会までであ

る。

3. 公益社団法人移行に伴う諸課題について

本会の公益社団法人移行に伴い、役員改選、総会（各種表彰等）、退任役員への感謝状等、各種委員会委員、役員報酬、会員名簿について検討を行った。今後の役員選挙は、2年毎の6月下旬とする。各種表彰等は3月の代議員会時に行う予定。会員名簿は8月1日現在で編さんする。

4. 健康フォーラムについて

健康フォーラムの開催については2月の理事会で見直し、従来の方式での開催は見送ることとなった。その後、日本海新聞社より継続開催の要請があり、「特別後援」の提案があったことから、今年度も開催する方向で、テーマ及び開催地、運営方針等について検討することとした。

5. 衛星携帯電話の運用について

本会では、昨年度より地域医療再生基金を活用した衛星携帯電話の整備費用の補助を鳥取県へ要望しているが、この度、平成25年度鳥取県地域医療再生基金事業として予算が確保されることとなった（63台分、約1,850万円）。地区医師会経由で医療機関へアンケート調査を行った結果、幾つかの問題点が生じている。今後、本会及び地区医師会においてさらに検討していく。

6. 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の施行及び知事指定薬物の指定について

標記について県医療指導課より通知があった。平成25年3月26日に標記条例及び鳥取県薬物の乱用の防止に関する条例施行規則が公布され、規定に基づき8種の薬物が知事指定薬物に指定された。違法ドラッグ等使用による健康被害等が疑われる場合には、個人情報に配慮のうえ、保健所等へ情報提供をお願いする。本件については、会報に掲載し会員へ周知する。

7. 鳥取県国際交流財団理事の推薦について

任期満了に伴い推薦依頼がきている。引き続き、岡田理事を推薦する。

8. 鳥取県介護保険審査会委員（3名）の推薦について

任期満了に伴い推薦依頼がきている（各地区1名ずつ）。東部：英 裕人先生（渡辺病院）、中部：新田監事、西部：飛田義信先生を推薦する。

9. 心や性の健康問題対策協議会委員の推薦について

任期満了に伴い推薦依頼がきている。引き続き、笠木常任理事を推薦する。

10. 平成25年毎月勤労統計調査「特別調査」への協力について

県地域振興部統計課より協力依頼がきている。標記調査は、厚労省が毎月実施する通常の調査では対象にならない1～4人の労働者を雇用する小規模事業所を対象とするもので、統計調査員が7月下旬から8月上旬にかけて、県内の約700の調査対象事業所（医療機関も含む）を訪問し調査を実施するものである。本会会報に掲載し周知するので、対象となった医療機関は協力をお願いする。

11. 日医 産業保健担当理事連絡協議会の出席について

6月3日（月）午後3時より日医会館において開催される。吉田常任理事が出席する。

12. 中国四国医師会連合 常任委員会及び連絡会の出席について

6月22日（土）午後6時よりパレスホテル東京において開催される常任委員会及び連絡会に、岡本会長、池田中部会長、明穂常任理事が出席する。6月23日（日）午前9時より日医会館において開催される連絡会には、岡本会長、魚谷副会長、池田中部会長、明穂常任理事が出席する。

13. 日医 救急災害医療担当理事連絡協議会の出席について

6月27日（木）午後1時より日医会館において開催される。清水常任理事が出席する。

14. 公益社団法人鳥取県看護協会通常総会の出席について

6月30日（日）午前9時50分より看護研修センターにおいて開催される。6月29日（土）第190回定例代議員会において選出される新会長が出席する。

15. 日医 会長協議会の出席について

7月23日（火）午後2時20分より日医会館において開催される。岡本会長（日医理事）、6月29日（土）第190回定例代議員会において選出される新会長が出席する。

16. 日医 男女共同参画フォーラムの出席について

7月27日（土）午後1時より山口市において、「みんなちがって、みんないい～伝えたい、豊かな医療人をめざすあなたへ～」をメインテーマに開催される。岡田・武信両理事が出席する。

17. 名義後援について

下記のとおり実施される研修会等について、本

会との名義後援にすることを了承した。

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19）〈県福祉保健部〉
- ・市民フォーラム 第4回認知症サミット鳥取（8/4 米子市文化ホール）〈鳥大医学部保健学科 環境保健学分野教授 浦上克哉先生、NPO法人がいなネット〉
- ・認知症の人と家族への援助をすすめる第29回全国研究集会及び鳥取県認知症フェスティバル（10/12～13 米子コンベンションセンター）〈公益社団法人 認知症の人と家族の会 鳥取県支部〉
- ・第4回オールジャパン ケア コンテスト（AJCC）（11/11、12 米子コンベンションセンター）〈社会福祉法人こうほうえん〉
- ・鳥取県立中央病院第1回市民講座（6/29 とりぎん文化会館）

18. 日医生涯教育制度認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、何れも適当として認定した。

[午後6時30分開会]

[署名人] 岡本 公男 印

[署名人] 魚谷 純 印

[署名人] 新田 辰雄 印

医学会演題募集について

本会では、例年春・秋の2回（概ね6月・11月）「医学会」を開催しており、特別講演或いはシンポジウムなどに加えて会員各位の一般演題（研究発表）も募集しています。演題の締め切りは、開催の1ヶ月半前としております。詳細については、当該時期に改めてご連絡いたしますが、多数ご応募下さるようお願いいたします。

平成25年度鳥取県医師会春季医学会

■ 日 時 平成25年6月9日（日） 午前9時5分～午後1時
 ■ 場 所 鳥取県立倉吉未来中心 「セミナールーム3」 倉吉市駄経寺町

本年度春季医学会は会員等53名出席のもとに次のとおり開催した。

学会長としてご尽力頂いた鳥取県立厚生病院 院長 井藤久雄先生始め病院職員の方々、更に共催の中部医師会に対し厚く御礼申し上げます。

なお、講演抄録は鳥取医学雑誌へ掲載予定です。

一般演題 22題

特別講演

「呼吸器外科におけるロボット手術の実際と今後の展望」

講師 鳥取大学医学部器官制御外科学講座 胸部外科学分野
 教授 中村廣繁先生

〈参加者一覧（会員のみ）〉

〈敬称略・順不同〉

秋藤 洋一	明島 亮二	明穂 政裕	阿藤孝二郎	荒井 陽介	石飛 誠一	石原俊太郎
井藤 久雄	井東 弘子	井山 拓治	宇奈手一司	漆原 正一	大廻あゆみ	岡田耕一郎
岡田 克夫	岡本 公男	小椋 貴文	懸樋 英一	門脇 浩司	紙谷 秀規	岸本 洋輔
坂田 晋史	坂本 雅彦	佐藤 徹	塩 宏	杉山 将洋	陶山 久司	竹田 達夫
竹田 晴彦	田中 孝幸	長田 昭夫	永原 天和	中村 廣繁	南場正一郎	西江 浩
野口 直哉	野田 博司	橋本 由徳	林 暁洋	日野 理彦	平田 成正	吹野 俊介
福羅 匡普	馬淵 康二	万代 真理	森 正剛	山本 敏雄	吉中 正人	吉野 保之

紛争解決進むも裁判中が4例。保険の備えも重要 ＝第61回医事紛争処理委員会＝

- 日時 平成25年5月9日（木）午後4時～午後5時10分
- 場所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本委員長、魚谷副委員長
吉中・渡辺・明穂・笠木・井庭・板倉・松浦・小林・
池田・松田・野坂・神鳥・辻田各委員
川中顧問弁護士

議事

1. 中国四国医師会医事紛争研究会の開催報告

〈魚谷副委員長〉

10月14日、岡山市内のホテルにおいて開催された。各県から提出のあった9議題、日本医師会への質問に対する回答・討論について協議、意見交換を行った。詳細については、鳥取県医師会報第689号（平成24年11月号）に掲載している。

2. 都道府県医師会 医事紛争担当理事連絡協議会の出席報告 〈魚谷副委員長〉

12月13日、日本医師会館において開催された。日医医賠責保険の運営状況報告、各県の医事紛争対策と活動状況報告2県（滋賀県・宮崎県）のほか、協議の議題について協議、意見交換が行われた。詳細については、鳥取県医師会報第691号（平成25年1月号）に掲載している。

3. 県内の医事紛争の処理状況について

前回の委員会は、平成24年3月24日に開催しており、それ以降の県内における医事紛争処理の取扱い状況を資料に基づき説明し、今後の処理方針について協議、意見交換を行った。

平成24年度の状況は、新規受付4件、解決済7

件（立ち消え3件、示談2件、調停1件、勝訴1件）、裁判中4件、折衝中1件、年度末未解決分5件などとなっている。

なお、会員への啓発活動については個人情報のことを考慮して、気をつける点や研修会などを検討してはどうか、との意見があった。

4. 刑事弁護士費用担保追加条項について

日医A1会員の先生は、自動的に対人賠償1億円の保険に加入しており、免責部分100万円については鳥取県医師会が団体契約として損保ジャパンの保険に加入いただいている。この保険には自動的に刑事弁護士費用を担保する条項がついているので、万が一刑事事件として送検などされた場合には、訴訟費用、弁護士費用等が保険適用となる。

5. その他

○1億～2億円の補償を担保する日本医師会の特約保険は、任意加入となっているが、財政的な理由から保険料が診療所の場合で年額23,000円が20,000円に値下げされることとなり、平成25年7月1日更新分から適用となる。なお、県内での加入率は約35%となっている。

(仮称) 鳥取県医師会指定学校医制度：成立を目指して ＝平成25年度学校医部会運営委員会＝

- 日 時 平成25年5月16日（木） 午後4時～午後6時
- 場 所 県医師会館、中部・西部医師会館を会場にしてTV会議により開催
- 出席者 〈鳥取県医師会館〉
鳥取県医師会；岡本会長
学校医部会運営委員会；笠木委員長、吉中副委員長
明穂・瀬川・石谷・松田各委員
〈中部医師会館〉
武信・青木・妹尾各委員
〈西部医師会館〉
瀬口・神鳥各委員

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

本日は、島根原発の件について鳥取県医療指導課からご説明頂くほか、懸案の（仮称）「鳥取県医師会指定学校医制度」についてご協議頂くこととなっている。指定学校医制度制定については、徐々に前進しているが、本日更に前進することを期待している。

〈笠木委員長〉

本日の協議事項で最も重要なものは（仮称）「鳥取県医師会指定学校医制度」である。宜しくご協議頂きたい。

報 告

1. 島根原子力発電所事故発生時の安定ヨウ素剤 予防服用計画：基本方針について

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（薬事担当課長補佐 伊藤敏行氏）より説明

- ・原子力発電所が事故を起こした場合、放射性ヨウ素を放出する。これが体内に入ると甲状腺に蓄積される。そのため、事前に（放射性ヨウ素

が蓄積する前に）放射性ではないヨウ素（安定型）を服用することで、放射性ヨウ素が後から入っても体内に蓄積されず、体内被曝を防ぐことができる。

- ・安定ヨウ素剤は、速やかな服用が重要。服用のタイミングがずれると、蓄積防止効果が低下する。ブロック率は、被ばく2時間後内服で80%、8時間後で40%。
- ・対象は、島根原発から30キロ圏内に設置されている学校。この学校に安定ヨウ素剤を事前配布する。（平成25年度予算で安定ヨウ素剤を購入。25年度中には配布完了予定）
- ・養護教諭等へは、安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、児童・生徒への服用への説明・服用への立ち合いを依頼。
- ・学校医へは、軽い副作用（吐き気、発疹など）が発生した場合、学校医へ連絡を取るの、「搬送・保健室での休息・学校への往診」等の指示を受けたい。
- ・本会としては、副作用が起きた場合電話等で学校医が相談に乗る。状況にもよるが、学校現場に向かうことまではしない、ということを県の担当課へ伝えている。

このことについて、西部地区については説明済み。

2. 平成24年度学校医部会事業報告

〈笠木委員長〉

学校医部会運営委員会（24.8.2）、第19回学校医・学校保健研修会（24.11.4）、第20回学校医・学校保健研修会（25.2.3：学校保健会共催）、鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会（24.10.25）等開催、中国地区学校保健・学校医大会および中国四国学校保健担当理事連絡会議、（岡山県医師会担当；24.8.19）、第43回全国学校保健・学校医大会（24.11.10熊本県）、日医学校保健講習会（25.2.24）、日医母子保健講習会（25.2.17）等参加について報告。詳細は、何れも鳥取県医師会報へ既に掲載されている。

3. 学校保健・学校医のアンケート結果について （24.10実施）〈笠木委員長〉

- ・回答率70.2%（156/222）
- ・集計に当たって「内科系校医」と、眼科・耳鼻科は「その他」として区分した。
- ・受け持ち校は「内科系校医」は概ね2校以下、「その他」は5校以上が約6割であった。
- ・担当の児童・生徒数は「内科系校医」は概ね500人以下、「その他」は1,000人以上の先生が多数であった。
- ・学校保健委員会への要望としては、内容を吟味してもう少し積極的に、というような意見が多かった。
- ・学校での健診について、学校や保護者への意見・要望では、時間的その他の理由で健診が十分できないので、できるよう配慮してほしいことが窺われた。
- ・学校医の報酬については、約5～6割が（多い・少ない・適正かどうかなど）わからないと回答している。
- ・（仮称）「鳥取県医師会指定学校医制度」への意見としては、「内科系校医」「その他」共に、反

対より賛成が多かった。

- ・学校医の定年制は、「賛成」と「どちらとも言えない」が多かった。
- ・今後の学校医の仕組みについても様々なご意見を寄せて頂いたが、前向きなご意見が多かったように思う。
- ・集計結果は、鳥取県医師会報25年5月号へ掲載する。

協 議

1. 学校医部会の名称変更について

全国的にみて、地区医師会レベルでは園医部会として活動しているところも多いが、県医師会としては多くない。県医師会でも園医部会を組織することを日医から要請されている。本会では、現在、学校医部会の中に園医および保育所嘱託医も入っているため、名称を変更する（学校医部会→学校医・園医部会）こととし、原案の一部を修正した。正式には、鳥取県医師会理事会の承認が必要。

2. （仮称）「鳥取県医師会指定学校医制度」について

- ・平成24年10月、学校医へ「学校保健・学校医のアンケート」を実施した。その結果、賛成のご意見が多かったので、制度設立に向けて進めていきたい。
- ・総論賛成として、平成26年4月1日制度施行を目標に、年内に要綱案他をまとめた。
- ・平成24年度中国四国学校保健担当理事連絡会議において、日医（道永常任理事）は、認定学校医制度について日医でも検討したい、と発言された。このため、日医認定学校医制度が始まれば、それへの移行も踏まえた上で、まずは指定学校医制度として開始したい。

〈意見〉

- ・「要綱案：資格」の「原則」は取ってはどうか。まずは、鳥取県医師会員だけで開始してはどう

か。

- ・経過措置は不要ではないか。基準を満たした時点で順次指定学校医としてはどうか。
- ・制度が始まると辞退する学校医が出ることを危惧する。
- ・ハードルが高くなれば、辞めたいという医師が増えるのではないか。
- ・診療科別学校医（専門医）は医会が行う研修会も単位として認めるなどとし、内科系学校医と単位の取り方を区別したほうが良い。

〈問題点〉

- ・診療科別学校医（眼科・耳鼻科などの専門医）は、人数が少ないので、質の担保と校医の配置の双方から考えていくこと。このことについては、委員に耳鼻科医がおられないので、耳鼻科医会にも意見を伺う。

3. 本年度本会が行う研修会の開催について〈期日・テーマ・講師等〉

第21回（第1回）は平成25年9月（予定）、第22回（第2回）は、例年鳥取県学校保健会と共催で中部地区にて開催しており、平成26年2月を目処に予定したい。

4. 平成25年度中国四国学校保健担当理事連絡会議の出席者及び提出議題について

鳥根県医師会主催により、平成25年8月25日（日）、午前10時から「サンラポーむらくも」（鳥根県松江市）において開催される。出席（予定）

者は、笠木常任理事、武信・瀬川理事とする。今後、提出議題と日医への要望などをご提案頂きたい。

5. 平成25年度中国地区学校保健・学校医大会出席者について

鳥根県医師会主催により、平成25年8月25日（日）、午後1時から「サンラポーむらくも」（鳥根県松江市）において開催される。

各県研究発表を5題予定されているので、本会より1題提出したい。

6. 平成25年度全国学校保健・学校医大会について

秋田県医師会担当により、平成25年11月9日（土）、午前10時から「秋田キャッスルホテル」および「秋田県民会館」において開催される。

研究発表への応募、出席について検討して頂きたい。

7. 日医学校保健講習会と地区医師会での伝達講習会について

伝達講習会の方法について、テレビ会議システムを利用して全県的に行うことができるかどうか、ハード的な面を事務局にて検討すること。

8. 平成25年度鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会の日程と提出議題について

参加者は県医師会役員となるが、地区医師会よりも議題を提出して下されば検討したい。

鳥取県医師会医学会は継続 ＝生涯教育委員会＝

- 日 時 平成25年5月23日（木） 午後1時30分～午後2時30分
- 場 所 県医師会館、中部・西部医師会館を会場にしてTV会議により開催
- 出席者 〈鳥取県医師会館〉
鳥取県医師会；岡本会長、明穂常任理事
生涯教育委員会；日野委員長、渡辺・村脇・安陪各委員
〈中部医師会館〉
武信・野田各委員
〈西部医師会館〉
都田・角各委員

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

生涯教育の推進に当たっては、ご理解とご指導を頂きながら進めているところで、改めて御礼申し上げます。本日はテレビ会議で使い難いところもあるが、自由にご発言頂き宜しくご協議願いたい。

報 告

1. 平成24年度生涯教育事業報告

春・秋季医学会の開催、日医生涯教育制度への参加、生涯教育委員会の開催、日医生涯教育協力講座（24.11.3てんかんの診断から最新の治療まで）の開催、日医生涯教育講座の開催、第6回指導医のための教育ワークショップ（24.10.20-21）開催、鳥取医学雑誌の発行（40巻：47編）について等、報告。

2. 25.3.14 都道府県医師会生涯教育担当理事 連絡協議会報告

議事として、（1）生涯教育関連事項報告（平成23年度生涯教育制度集計結果、指導医のための教育ワークショップ、日医生涯教育協力講座セミ

ナー、eラーニング、平成25年度生涯教育制度）、（2）生涯教育推進委員会報告、（3）専門医の在り方に関する検討会の概況説明（田原厚労省医政局医事課長）があった。日医の新たな専門医に関する仕組みへの考えは、（1）新設置の第三者機関は、プロフェッショナルオートノミーを基盤として医師が運営（日医も参画）、（2）国は専門医の認定・配置には関与しない、（3）専門医資格取得後も、都道府県や大学、地域の医師会等の関係者と研修施設などが連携し、キャリア形成支援と専門医の地域への定着を進める。

会議記録は、会報第694号（平成25年4月）に掲載。

協 議

1. 平成25年度春季医学会について

平成25年6月9日（日）県立倉吉未来中心（倉吉市）において、学会長 鳥取県立厚生病院長 井藤久雄先生により、鳥取県医師会主催、鳥取県立厚生病院・中部医師会共催により開催する。一般演題22題、特別講演1題を行う。

2. 平成25年度秋季医学会について

会場は、鳥取県医師会館とし、鳥取市立病院長

に学会長（運営担当）をお願いして開催したい。

3. 今後の医学会の運営方法について

演題が集まりにくい、聴講者が少ない、などの問題点はあるが、医学会を開催することにより、研修医に発表の機会を提供することになる、専門外の事例が参考になる、などの利点もあり、これまで通り年2回開催する。

但し、開催にあたって、演題募集や当日の聴講の呼びかけなどについて地区医師会にこれまで以上にご助力いただくこと、今後テレビ中継なども検討していく。

4. 平成25年度日医生涯教育制度について

平成25年度「日本医師会生涯教育制度」実施要綱に基づき実施する。

5. 平成25年度日医生涯教育講座（案）について

春・秋季医学会、産業医研修会、学校医・学校保健研修会、等を日医生涯教育講座とし、追加がある場合は、理事会（常任理事会）の承認を得る。

6. 日医生涯教育協力講座セミナーについて

日医より要請のあったもののうち、「糖尿病患者さんの食習慣を考慮に入れた薬物治療」は開催し、開催にあたっては鳥取県糖尿病対策推進会議と連携して企画・立案する。「家庭血圧測定の重

要性～仮面高血圧の診療の実際～」は開催しない。

7. 日本医師会生涯教育講座等の各種講習会を日本内科学会総合内科専門医更新の研修単位とするための申請について（平成25年度開催分）

今後、必要に応じて検討する。

8. 医師国家試験問題の公募について

希望者があればご連絡頂く。

9. その他

鳥取市立病院より、現在毎週1回朝行っている「モーニングレクチャー」を夕方に移し、一般の医師への公開講座とすれば日医生涯教育制度の単位・カリキュラムコードが取得できるのではないかと相談があった。

モーニングレクチャーの対象は主に1年目の研修医で、病院の医師が自身の臨床経験等をもとに説明したり質疑応答を受けるもので、「症例検討会」とか「講演会」といった形式のものではない。基礎的な勉強会ではあるが、総合診療的な意味で開業医師も専門外の事例を学ぶ機会になる。

協議の結果、日医生涯教育制度に組み入れることを今回は見送り、公開された勉強会の今後1年間の参加状況、参加者の感想を参考にしながら改めて検討することとなった。

医療分野の「雇用の質」の向上のための アドバイザー派遣事業の説明があった 産保推進センター・地産保センター・メンタルヘルス 対策支援センター三事業の一括運営が前進 ＝都道府県医師会産業保健担当理事連絡協議会＝

常任理事 吉田 真人

- 日 時 平成25年6月3日（月） 午後3時～午後5時
- 会 場 日本医師会館 大講堂 文京区本駒込
- 出席者 吉田常任理事、事務局：岡本課長

挨拶

〈横倉日医会長〉

今日は、「勤務医の労働環境改善に関する課題」、「産業保健事業の課題」について意見交換をお願いします。

日医では、今年3月の勤務医の健康支援に関する検討委員会において、職場環境改善と労務管理改善を支援するためのツールをとりまとめた。このツールの狙いは、法令順守のみを目的とするのではなく、関係法令を健康的な勤務医の就労環境を実現するための指標と位置づけ、病院の現状分析や把握の方法を紹介し、各医療機関の職場環境や労務環境の改善活動を支援することにある。

また、勤務医の先生方をはじめとする医療関係者の過重労働問題は、病院として様々な要素が複雑に絡み合っていて着手されていることから、根本解決には政策誘導が第一に求められている。国が進めている医療機関の勤務環境改善に向けた取組みとの連携を図っていきたい。

産業保健事業については、昨年12月に産業保健委員会から中間答申をいただき、同月に「地域産業保健センター事業、産業保健推進センター事業ならびにメンタルヘルス対策支援センター事業の

一括運営」に関する要望書を労働基準局長に提出し、局長から前向きに検討したいとの回答を得た。

今日は、産業保健委員会中間答申の概要を改めて説明し、あわせて現在、国で3事業の一括運営に関する「産業保健を支援する事業のあり方に関する検討会」の進捗状況を厚労省より報告いただくことになっている。今後、3事業が後退しないように平成26年度政府予算案に反映できるよう各関係方面に働きかけていこうと思っている。今日は、忌憚のないご意見をいただきたいので、よろしく願います。

議 事

1. 緊急雇用創出事業の活用による医療分野の「雇用の質」の向上のためのアドバイザー派遣事業について

(1) 日本医師会勤務医の健康支援に関する検討委員会報告について

道永麻里（日本医師会常任理事）

勤務医の長時間労働や過重労働の背景には様々な要因があり、病院のあり方が多様化している今日一律的な解決策は現実的ではない。国や医療機関、医師、ひいては国民のそれぞれが勤務医の過重労働の現状を喫緊の問題として捉え取組むこと

が求められている。また、勤務医の長時間労働や過重労働の問題は、医療機関にとって医師の労働時間管理を適切に行えていないことが、事業場として法的なリスクにあると認識されている。

このような状況下、日医では平成20年度より、勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会を設置し、勤務医の健康状況を把握するためのアンケート調査や、医師の職場環境改善ワークショップ研修会など様々な取り組みを行ってきた。

委員会では一昨年度の委員会報告「勤務医の労働時間ガイドライン作成にあたって考慮すべき点」に基づき、日医から労働科学研究所への委託研究として平成24年6月にまとめられた「勤務医の健康支援のための労働時間・勤務体制を含む働き方の見直し手引き（案）」が、実際の勤務医の職場で活用できるか検討を行い、最終的に「勤務医の労務管理に関する分析・改善ツール～勤務医の健康支援をめざして～」としてとりまとめた。この成果は、これまでの本委員会を通じた調査研究や勤務医の職場環境改善のためのワークショップを通じて得られた現場の勤務医や病院管理者からの切実な労働条件改善・職場環境改善ニーズに立脚している。

本分析改善ツールは、法令順守のみを目的にするのではなく、関係法令を健康的な勤務医の就労環境を実現するための指標と位置づけ、病院の現状分析や把握方法を紹介し、医療機関の職場環境や労務環境の改善活動を支援することにある。

本ツールは、「ステップ1 勤務医の労務環境チェックリストによる現状把握・分析」、「ステップ2 労働環境改善の手順」で構成されている。

ステップ1では自分の病院を知るという目的で、例えば、労働時間管理に関する勤務医への周知、勤務医の安全と健康の確保（安全衛生管理体制）、女性勤務医の就労支援など7領域、35項目からなるチェック項目が設置されている。

ステップ2はステップ1の結果に基づき、自分の病院をよりよくしてゆくための取り組み方のヒントを整理する構成である。今後は、ワークショップ

や病院団体等で活用していただき、現場の意見を踏まえ、検証作業を行っていかうと考えている。

また、各都道府県医師会においては、緊急雇用創出事業の活用による医療分野の雇用の質のためのアドバイザー派遣事業に手上げをしていただき、県下の医療機関の労働環境改善の取組みを推進するようお願いする。

(2) 雇用創出基金の活用による働きやすい医療機関づくりのためのアドバイザー派遣事業について

中野孝浩（厚生労働省労働基準局労働条件政策課医療労働企画官）

勤務医をはじめ、医療スタッフの働きやすい環境整備は、優秀な医療スタッフの確保・定着を通じた「医療の質の向上や医療安全」「患者の満足・健全な経営」の確保、さらには「地域医療の持続的な発展」という観点からも重要な課題である。実際、労務管理、勤務環境改善の悩みを持たれる地域の医療機関の方も多い。

「アドバイザー派遣事業」は、地域の医療関係団体を中心となって、都道府県や関係者と連携しながら、地域全体で勤務医等の医療スタッフは働きやすい医療機関づくりに向けた事業の実施をお願いするものである。

地域の医療機関の勤務環境を改善するためには、労務管理の専門家である「社会保険労務士」、医業経営のプロである「医業経営コンサルタント」などを、地域の医療機関のアドバイザーとして派遣し、医療機関の個々のニーズに合った勤務環境改善のための助言を行うことが効果的である。

「アドバイザー派遣」に係る事業費予算は、既に各都道府県に設置されている「雇用創出のための基金」を活用できる。失業者の雇用の場づくりを目指して、都道府県に設置した基金を財源に、地域の実情に応じて「雇用の場づくりにつながる事業内容」を企画する。

なお、こうした「雇用創出のための基金」については、現在のところ、概ね2つの種類（重点分野雇用創出事業〈H25年度事業〉、起業支援型地域雇用創出事業〈H25～26年度事業〉）があり、微妙に要件が違うので厚労省のホームページを参照してほしい。

この事業のポイントは、下記のとおりである。

◎都道府県（医療担当部局）が、雇用創出のための基金を活用した「アドバイザー派遣」事業を企画する必要がある（都道府県の一般財源負担なし、いわゆる「国10/10」）。

◎具体的なアドバイザー派遣は、地域の医療関係団体（都道府県医師会等）に委託・補助する形にすることが可能である。

◎事業化に当たっての主な要件は、「事業費に占める新たに雇用された失業者の人件費割合は1/2以上」である。

想定されるメリットは、下記のとおりである。

★地域の医療機関経営の悩みに応える取組のために使う。

★医業経営コンサルタント等と連携することで、労務管理面だけでなく、医業経営面のアドバイスなど幅広いアドバイスと一体的な実施も可能。

★医療機関の働きやすい環境づくりで積極的な経営改善に活かす方向で活用可能。

★さらには、本年3月に公表された日医勤務医プロジェクトの成果「勤務医の労務管理に関する分析・改善ツール」の普及・活用のために使える。

この事業を活用するためには、都道府県（医療担当部局）が事業化することが必要である。既に厚労省からは都道府県宛にも通知を出している。この事業に関心を持たれた方は、都道府県の医療担当部局に、事業実施に向けた問い合わせ・協議をお願いする。

2. 地域産業保健センター事業、産業保健推進センター事業ならびにメンタルヘルス対策支援センター事業の一括運営について

(1) 日本医師会産業保健委員会中間答申

道永麻里（日本医師会常任理事）

地域産業保健センター事業は、単年度の委託事業であることや、近年の度重なる制度変更のために安定的・継続的な運営が困難な状況にある。そのようなことから、日医は昨年地域産業保健センター事業ならびに産業保健推進センターに関するアンケートを実施した。その結果、各医師会から、地域産業保健センター事業は、郡市区医師会単位に戻し、継続的・安定的な事業の運営を希望する意見が多く寄せられた。また、産業保健推進センター事業は、2/3余りの推進センターが連絡事務所となり、産業保健活動の推進にあたって現場で多くの問題が指摘されている。このような意見を踏まえ、本会の産業保健委員会において、「地域産業保健センター事業、産業保健推進センター事業ならびにメンタルヘルス対策支援センター事業の一括運営」について審議し、昨年12月に中間答申をとりまとめた。

本中間答申では、現在3事業が抱える多くの課題を解決し、事業の効率化を図りつつ、これらの事業が本来目指している機能をワンストップサービスとして安定的かつ継続的に発揮できるようにするための提言が出された。

その主なものとしては、

○「3事業を一元化して運営すべきである」

○「一元化する事業については経理処理や庶務機能の効率化のために労働者健康福祉機構を設置主体とし、都道府県医師会及び郡市区医師会が主体的に関与して事業を運営すべきである」

○「産業保健支援事業に関する経理や庶務の業務を集約して合理的に処理するため、全国8箇所程度に産業保健支援事業経理事務所（仮称）でまとめて行う」

などの提言が行われた。この提言を踏まえ、平

成24年12月25日、厚労省の中野労働基準局長に3事業の一括運営について要望したところ、予算に盛り込めるよう前向きに検討するとの回答を得た。

本日は中間答申で提案した3事業一括運営について、医師会の先生方にご理解いただくため、日医産業保健委員会で作成した「産業保健3事業の一括運営に関するQ&A（案）」を資料として提出した。

【主な内容】

◎利点

3事業を一括運営することで、次のような利点が考えられる。

- ①現在、産業保健推進センターは、32箇所が連絡事務所になっているが、47都道府県に推進センターよりもより活性化されたセンターが生まれることになる。
- ②労働者健康福祉機構の事業として行うことで、安定的・継続的な事業となり、単年度の委託事業のために、年度初めの運営に支障が生じたり、毎年企画競争入札に応募することがなくなる。
- ③3つの事業を一体的にやることで、予算の効率的な運用により実質的な増額が見込まれる。
- ④煩雑な経理事務を機構が行うことから、会計検査院の調査は機構が受けることになるため、医師会として本来業務に専念する形で協力できる。

◎運営主体

国の財政措置の受け皿として、会計処理を担当でき、また事務職員を全都道府県に配置できるだけの人員を擁し、産業保健を支援する事業を運営できる団体でなければならない。こういった条件から、現在の産業保健推進センター・連絡事務所を運営している労働者健康福祉機構を運営主体として挙げた。

◎地区産業保健センターの運営

実質的な活動は、計画策定段階から具体的な

活動まですべて郡市区医師会が関与するが、労働者健康福祉機構が運営主体として経理処理を行うので、再委託にはならない。

現在、国では「産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会」が開催され、産業保健事業の一括運営について検討が行われている。日医としても長年、地域産業保健センター事業に取り組んでこられた先生方の意見が十分に反映できるよう行政に働きかけていく。特に産業保健事業の質の確保のためには、都道府県医師会や郡市区医師会の協力が不可欠であることから、医師会が主体的に関与できる仕組みを作っていく。

(2) 産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会

椎葉茂樹（厚生労働省労働基準局労働衛生課長）

ア 3事業の一元化

- ・事業の効率化を図るとともに、3事業が目指すべき事業内容をワンストップサービスとして、安定的かつ継続的に発揮できるようにするため、3事業を一元化して運営すべき。
- ・事務処理だけでなく、役割機能的にも連動し、心身両面で支えていくという体制にすべき。
- ・メンタルヘルスや有害業務等については、地域レベルの相談窓口から、都道府県レベルの専門的な支援につないで、支援をしていくということが大事。

イ 事業の安定的、継続的な実施

- ・安定的かつ継続的な事業運営とし、利用者にとって利用しやすい体制となるよう、単年度ごとの事業実施方式を改め、産業保健推進センターの事業と同様の方式とすべき。

ウ 事業の実施主体

- ・産業保健活動の支援については国が主体的に関与すべき。
- ・全国で産業保健を推進してきた実績があり、産業保健関係者との連携がとれる労働者健康福祉

機構を設置主体とし、都道府県医師会及び郡市区医師会が主体的に関与して事業を実施する体制とすべき。

- ・労働者健康福祉機構が事業の事務及び関係機関との連絡調整等を行い、医師会は産業保健活動を支援する本来の事業に力を注ぐことにより、事業の効率化が期待される。

エ 事業の実施体制

- ・都道府県単位の拠点を復活し、十分な職員を配置すべき。
- ・都道府県医師会が主導して事業を実施していくことが望ましい。
- ・地域の小規模事業場やその労働者にも利用しやすい事業とするため、地域の活動の窓口を設置し、地域のコーディネーターを配置することにより、新産業保健事業をワンストップサービスとして提供できる体制とすべきである。
- ・効率的な体制とする一方、きめ細かなサービスの提供を行うために、また小規模事業場は数が多いためさらなるマンパワーが必要。

(3) 質疑応答

本会より、下記の意見を提出し、日医ならびに厚労省より回答があった。

Q. 現在、国民の健診は、地方自治体が受け持つ住民健診と労働者対象の事業場検診に分かれている為、そのデータの整理に統一性がない。その為、健診受診率を高めることの妨げの一因に

もなっている。この際、国民全体の健康管理増進の為には、健診を一元化し、厚労省が責務を負い、推進することが大切と考える。

A 1. ご指摘のとおり、日本の各種保健事業は実施主体が異なり、省庁の所管部局等も縦割りで分担されているのが実態である。そのため、個々の健康情報の一元的管理が困難になっている。日医としては、これらの個人情報の中でも極めて機密性の高い医療情報を厳密に管理するための基盤整備とともに、ライフステージに応じた真に必要な健診方法を医学的根拠に基づき整理し、生涯を通じた保健事業として体系化することを政府に対して働きかけていく。平成26年度の政府予算の概算要求に対する日医の要望事項としても、生涯保健事業の体系化に向けた取組みの推進を掲げている。

A 2. 厚労省労働安全衛生課で担当しているのは、労働安全衛生法における健康診断である。事業者と労働者に対する健康管理の責任の一環として、事業者の費用負担により、実施を義務づけている。一方、健康診断の項目では保険者が行う特定健康診査とほぼ共通であり、事業者が行った健康診断結果を特定健康診査の結果に替えることができるという仕組みがある。厚労省としては事業者に対し、保険者との連携について協力を依頼している。今後とも推進していく。

医療機関の禁煙化にご協力下さい。

本会では、平成16年度「禁煙指導対策委員会」を設置し、禁煙化の促進を図っております。

会員各位の医療機関におかれても、まだ禁煙対策を講じられていないところは、医療機関の禁煙化にご協力をお願い申し上げます。また、産業医の方は、受動喫煙の防止、事業所内の禁煙化をご指導下さるよう併せてお願いいたします。

* 日本医師会ホームページ「禁煙推進活動」(<http://www.med.or.jp/people/nonsmoking/000004.html>) より、『当院は禁煙です (No.124)』などのチラシをダウンロードすることができます。

医療保険のしおり

平成24年度指導における指摘事項（その2）

平成24年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

なお、（その1）は4月号（No694号）へ掲載しておりますので、併せてご確認ください。

I 診療に係る事項

1 診療録

- (1) 診療録の記載を看護師が行っているにもかかわらず実施者の署名、又その記載を承認したとの医師の記録もないため診療録の真正性に疑義のある例が認められたので改めること。
- (2) 検査名の具体名の記載がないため、その内容が明確でない例が認められたので改めること。（例：生化学検査1、2、3、4、5）
- (3) 複数の医師が一人の患者の診療にあたっている場合において、署名又は記名押印等が診療の都度ないため、責任の所在が明らかでない例が認められたので改めること。
- (4) 診療録に貼り紙が認められたので改めること。
- (5) 記載内容について判読困難な診療録が認められたので、第三者にも判読できるよう丁寧に記載すること。

2 傷病名

- (1) 傷病名については適宜見直しを行い、中止、治癒など病名整理をすること。また、重複して付けていた例が認められたので改めること。

3 基本診療料

- (1) 再診料の時間外加算の算定に際し、その再診を行った時間が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (2) 電話再診について、医学的な意見を求められたのではなく、検査の結果による医療機関側からの電話指示に対して算定している例が認められたので改めること。
- (3) 再診料について、診療していない日に算定している例が認められたので改めること。
- (4) 再診に付随する一連の行為に対して再度、再診料を算定していた例が認められたので改めること。
- (5) 入院基本料に係る褥瘡対策の基準について、算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。
 - ・褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者について、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員による褥瘡対策の診療計画は作成されているが、その実施後評価を行っていない例が認められた。
- (6) 入院基本料に係る栄養管理体制の基準について、算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。

・特別な栄養管理が必要な患者について、栄養管理計画を作成していない例が認められた。

(7) 休日加算について、急病等やむを得ない理由により受診した患者以外の患者に算定している例が認められたので改めること。

4 医学管理等

(県医注)

・平成24年7月1日より、生活習慣病、小児、呼吸器疾患患者等に対する入院基本料等加算および医学管理等を算定する場合には、原則、屋内全面禁煙を行うよう要件が見直されているので、留意すること。

なお、屋内禁煙を行っている旨を見やすい場所に掲示すること。

(1) 特定疾患療養管理料の算定に際し、主病に対する管理内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。

(2) 生活習慣病管理料算定に際し、療養計画書の作成にあたって、参考様式として厚生労働省が示した事項が全て記載された様式ではない計画書が認められたので改めること。

(3) 生活習慣病管理料の算定に際し、算定したこと自体が診療録に記載されていない例、及び治療計画書が4月に1回以上交付されていない例が認められたので改めること。

(4) 生活習慣病療養計画書の欄外に医師署名欄がない様式となっているので、正しい様式に改めること。

(5) 生活習慣病療養計画書の患者署名欄に患者の署名がないものが認められたので、署名の確認をしよう改めること。

(6) 悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定に際し、治療計画の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(7) がん性疼痛緩和指導管理料の算定に際し、麻薬の処方前の疼痛の程度、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(8) 特定薬剤治療管理料の算定に際し、算定したこと自体が診療録に記載されていない例、診療報酬明細書に血中濃度を測定している薬剤名の記載がない例、及び治療計画の要点の診療録への記載がない例が認められたので改めること。

(9) ニコチン依存症管理料の算定に際し、算定したこと自体が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

5 在宅医療

(1) 在宅患者診療・指導料について算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。

・医師が看護師等に対して行った指示内容の要点が診療録に記載されていない例が認められた。

(2) 在宅療養指導管理料について算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。

①在宅中心静脈栄養法指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められた。

②在宅寝たきり患者処置指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められた。

(3) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定に際し、在宅患者訪問点滴注射指示書の作成にあたって、参考様式として厚生労働省が示した事項が全て記載された様式ではない指示書が認められたので改める

こと。

- (4) 緊急往診加算算定について、「厚生労働大臣が定める時間」が診療録に記載されていないため、算定要件を満たしていることが判断できない例が認められたので改めること。
- (5) 在宅酸素療法指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例、又、「その他の場合」の算定に際し、高度慢性呼吸不全例、肺高血圧症の患者又は慢性心不全の患者のうち、安定した病態にある退院患者及び手術待機の患者について、在宅で患者自らが酸素吸入を実施するもの以外の患者について算定している例が認められたので改めること。
- (6) 往診料の算定について、患家からの求めがあったことが確認できない場合に算定している例が認められたので改めること。
- (7) 特別の関係にある訪問看護ステーションが訪問看護療養費を算定した日と、医療機関が再診料等を算定した日が明確に分かるようにすること。

6 検査・画像診断

- (1) 必要性が乏しいにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。
(例：ECG、胸部単純撮影、腹部単純撮影)
- (2) コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して、コンタクトレンズ検査料を算定せず、出来高で算定されている例が認められたので改めること。
- (3) 健康診断として実施された画像診断を保険請求している例が認められたので改めること。(例：CT検査)
- (4) 算定要件を満たさない、又は不適切に算定された検査の実施例が認められたので改めること。
 - ・呼吸心拍監視の算定に対し、観察結果の要点の記載がない例が認められた。
- (5) 適応症病名がないにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。

7 投薬・注射

- (1) 5%糖注20mlを静注しているにもかかわらず、5%糖注500mlを請求している例が認められたので改めること。
- (2) 適応外投与の例が認められたので改めること。
 - ①タケプロンを胃潰瘍に対して8週間を超えて投与している例が認められた。
 - ②食事摂取可能な患者にビタミン製剤が投与されているにもかかわらず、投与が必要且つ有効と判断した趣旨を具体的に診療録に記載していない例、効果判定を行っていない例が認められた。
- (3) 重複投与の例が認められたので改めること。
 - ・総合ビタミン剤と各種ビタミン剤を併用している例が認められた。
(ビタメジン配合剤カプセルB25とアリナミンF50注)
- (4) 適応症病名がないにもかかわらず投与した薬剤が認められたので改めること。

8 手術・処置

- (1) 経管栄養カテーテル交換法算定に際し、カテーテル交換後の確認を画像診断又は内視鏡等を用いて行っていない例が認められたので改めること。

(2) 消炎鎮痛等処置について、鍼、灸を行って算定している例が認められたので改めること。

II 診療報酬の請求に係る事項

(1) 治療に対する傷病名について、診療録には記載されているが診療報酬明細書には記載がもれている例が認められたので改めること。

(2) 診療報酬の請求をするときは、保険医自らが診療録と診療報酬明細書の突合を行い、記載事項に誤りや不備等がないか十分に確認すること。

(3) 施設の看護師が行っている点滴注射について手技料を算定している例が認められたので改めること。

(4) 自由診療の患者の再診料を保険請求している例が認められたので改めること。

(例：脱毛症にプロペシア錠投与中の患者)

(5) 診療録には再診料算定とあるにもかかわらず、事務的誤りで初診料を保険請求している例が認められたので改めること。

(6) 健康診断と保険診療を同時に行い、再診料を保険請求している例が認められたので改めること。

III 事務的な取扱いに係る事項

1 標示・掲示

(1) 明細書の発行状況について掲示をすること。

(2) コンタクトレンズ検査料について、その施設基準により定められている掲示事項の一部に不備が認められたので改めること。

2 その他

(1) 当該保険医療機関の保険医として厚生局に登録されていない医師が診療したものを保険請求しているが認められたので、速やかに届出すること。

(2) 診療日を変更した場合は、速やかに届出すること。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の施行について（通知）

〈25. 4. 12 第201300009534号 鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課長〉

このことについて、平成25年3月26日に標記の条例及び鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則が公布されました。

おって条例第12条では、違反行為が疑われる場合は立入調査等を行うことができる旨定めているので、違法ドラッグ等使用による健康被害等が疑われる事例があった場合は、個人情報に配慮のうえ、下記の例を参考に情報提供していただきますようお願いします。

記

【情報提供例】

- 患者来院日時
- 患者が使用した製品名（製品名が不明な場合は製品形態、例：乾燥植物片、たばこ状の巻物）
- 購入ルート（例：県内の店舗で購入、インターネット等で購入等）
- 患者の症状

【連絡先】

- 福祉保健部健康医療局医療指導課 TEL：0857-26-7226、7203
- 東部福祉保健事務所健康支援課 TEL：0857-22-5691
- 中部総合事務所福祉保健局健康支援課 TEL：0858-23-3144
- 西部総合事務所福祉保健局健康支援課 TEL：0859-31-9316

【担当】

薬事担当 白井 TEL：0857-26-7203 FAX：0857-26-8168

鳥取県非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金交付要綱の改正について（通知）

〈25. 5. 16 第201300005966号 鳥取県生活環境部長〉

標記の件について、鳥取県生活環境部長より通知がありましたので、お知らせ致します。要綱等詳細については、直接、環境立県推進課エネルギーシフト戦略室までお問い合わせ下さい。

なお、鳥取県庁のホームページからもダウンロード可能です。

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kankyourikken/>)

記

本県における再生可能エネルギーの増産を図るため、鳥取県非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金事業を実施しており、この度、交付要綱を改正しましたので通知します。

担当：環境立県推進課エネルギーシフト戦略室 0857-26-7879

1 補助事業	2 要件等	3 事業実施 主体	4 補助対象経費		5 補助率	6 補助上限額	7 事業実施期間
			区分	内容			
1 社会福祉法人太陽光発電システム導入事業	(1) 太陽電池モジュールの公称最大出力が4kW以上の太陽光発電システムであること。 (2) 導入設備にて発電した電気を、全量自家消費するもの又は昼間の事業活動に使用し、その余剰電力を売電するもの。 (3) 事業実施主体が発注する事業者は県内事業者であること。(工事請負費と委託費に限る)	社会福祉法人	1 消耗品費	太陽光発電システムを導入するために必要な資材、部品の購入に要する経費(設置に伴う耐震改修等にかかるものは除く。以下区分も同様とする。)	2分の1。ただし、国庫補助金等が利用可能な場合は活用し、その補助率が2分の1を下回る場合(不採択含む)は2分の1との差額分	2,500千円かつ太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり250千円以内	最長で採択年度の3月31日まで
			2 機器・設備費	(1) 本事業を実施するために必要な機器・設備類の購入に要する経費 (2) 本事業を実施するために必要な上記機器・設備類に関する据付等の営繕工事、改造費、修繕費			
			3 委託費・外注加工費	太陽光発電システムを導入するために必要な設計、外注加工に要する経費			
			4 その他の経費	1から3以外の費用であって県が本事業の遂行に要すると認める費用			
			2 医療法人太陽光発電システム導入事業	医療法人			
3 学校法人太陽光発電システム導入事業	学校法人	同上	同上				
4 農業者等太陽光発電システム導入事業	農業者、農業者等が組織する団体	同上	同上				
5 その他事業者等太陽光発電システム導入事業	補助事業1から4以外の事業者等	同上	同上				

(注)

- 1 当補助金は非住宅用の太陽光発電システムが対象となっているため、住居も兼ねている店舗、事務所等に設置する場合は対象外。ただし、J-PECの補助金を活用しておらず建物登記簿謄本、住民票等にて住居として使用されていないことが確認でき、電力需給契約に住居が含まれない場合は対象とする。
- 2 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品で同時に設置すること。なお、リース及び割賦販売による導入は対象外とする。
- 3 自らシステムを購入し、自ら設置をする事業者等の労務費等は補助対象経費としない。



お知らせ

日本医師会認定産業医新規申請手続きについて

標記について、平成25年度第2回申請締切日は、7月1日までとなっています。申請される先生は、本会より書類用紙を取り寄せ、事務手続きの都合上、6月28日までに下記によりお申込み下さい。

記

【資格】

・日本医師会認定産業医制度指定研修会基礎研修50単位（前期研修14単位、実地研修10単位、後期研修26単位）を修得した者

※前期研修（14単位）については、下記の項目が必須となりますので、各項目に記載されている単位数の研修を必ず修得して下さい。

- (1) 総論 2単位 (2) 健康管理 2単位 (3) メンタルヘルスケア概論 1単位
(4) 健康保持増進 1単位 (5) 作業環境管理 2単位 (6) 作業管理 2単位
(7) 有害業務管理 2単位 (8) 産業医活動の実際 2単位

【提出物】

- 1) 日本医師会認定産業医新規申請書
- 2) 産業医学研修手帳（I）
- 3) 審査・登録料 1万円

【問い合わせ先及び書類提出先】

その他、ご不明な点がありましたら、お問い合わせ下さい。

TEL (0857) 27-5566 鳥取県医師会事務局（担当：岡本）

第1回鳥取県医師会産業医研修会開催要項

日本医師会認定産業医制度及び産業医学振興財団の委託による産業医研修会を下記のとおり開催致します。研修単位は1講演が1単位です。取得できる単位の研修区分は下表のとおりです。

認定産業医の方は認定医更新のための単位が取得できます。未認定産業医の方は認定医申請のための単位が取得できます。

受講ご希望の方は、お早めにFAX等でお申し込みください。

【申込先】〔郵便〕680-8585 鳥取市戎町317 〔TEL〕0857-27-5566

〔FAX〕0857-29-1578 〔E-mail〕kenishikai@tottori.med.or.jp

記

- 1 期 日 平成25年7月28日（日）午後1時～6時15分
- 2 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町317 TEL（0857-27-5566）
- 3 受講料 鳥取県医師会産業医部会員以外の先生は3,000円頂きます。
- 4 日 程 当日、産業医学研修手帳をご持参下さい。

時 間	演 題 ・ 講 師 職 氏 名	研修区分
13:00～14:00	『労働安全衛生対策』 鳥取労働局労働基準部健康安全課 西尾克美 課長	【後期&更新】 (1)総論
14:00～15:00	『勤労者のメンタルヘルス対策』 鳥取県医師会常任理事 渡辺 憲 先生	【実地】 (3)メンタルヘル ス対策
15:00～15:10	休 憩	
15:10～16:10	『職場における感染症対策』 鳥取県医師会常任理事 笠木正明 先生	【後期&専門】 (3)健康管理
16:10～17:10	『職場における熱中症対策』 鳥取大学医学部健康政策医学分野教授 黒沢洋一 先生	【後期&専門】 (8)有害業務管理
17:10～17:15	休 憩	
17:15～18:15	『勤労者の急性冠動脈疾患の予防対策』 鳥取県立中央病院医療技術局長 兼総合診療科部長 吉田泰之 先生	【後期&専門】 (3)健康管理

※駐車場は台数に限りがありますので、ご了承お願い致します。特に東部地区の先生方は、出来ましたら、徒歩、自転車、ご家族の方の送迎等でご来館されるようお願い致します。

産業医学振興財団産業医学専門講習会開催のご案内

(公財)産業医学振興財団では、日本医師会の認定産業医等産業医要件を充足されている医師等を対象といたしまして、5年間で認定産業医の資格更新に必要な生涯研修20単位が取得可能な講習会(大阪会場)を下記により開催いたしますので、ご案内いたします。

記

1. 日 程 平成25年9月21日(土)～23日(月・祝)の3日間
2. 会 場 大阪市立大学医学部(大阪市阿倍野区旭町1-4-3)
※駐車場の用意はございませんので公共交通機関をご利用ください。
3. 主 催 (公財)産業医学振興財団・大阪市立大学医学部医師会
4. 受講料 35,000円(テキスト代を含む。)
5. 対 象 日本医師会認定産業医等
6. 定 員 250名
※更新期限が迫っている方を優先(下記10の受付期間内での申込みに限る)させていただきます。
7. 取得単位 生涯研修20単位(更新3.5単位・実地4.5単位・専門12単位)(申請中)
※基礎研修の単位は取得できません。
8. 申 込 先 〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル3階
(公財)産業医学振興財団 振興課 専門講習会担当係
FAX:03-3584-5426 E-mail:senmon@zsisz.or.jp
TEL:03-3584-5425(直通)、5421(代表)
9. 申込方法 当財団ホームページ(<http://www.zsisz.or.jp>)よりお申込みください。
10. 申込受付期間 平成25年6月12日(水)から8月7日(木)まで
11. その他 (1)受付締切(8月7日)後、平成25年8月16日(金)までに受講票・受講料振込書を送付いたします。
(2)受講料は振込用紙送付後、指定日までにお振込ください。指定日までにお振込がない場合は、受講登録を取消させていただきます。
(3)振込後の返金はいたしません。
12. カリキュラム ※実地研修では、①～⑤の5組(各組50名)に分かれて研修を行います。

【平成25年9月21日（土）】（取得単位：7.0単位（専門4.5単位・更新1.0単位・実地1.5単位））

時 間	内 容	講 師	単 位
9：30～9：50	オリエンテーション		
9：50～10：50	安全配慮義務	岡田 邦夫	専門1.0
11：00～12：00	ストレス症状を有する者への面接指導の実践について—今後のメンタルヘルス対策の動向—	濱田 千雅	更新1.0
13：00～14：30 （各組50名） ①②：実地研修 ③～⑤：講義	①ケーススタディ メンタルヘルスケア —職場復帰事例—	前久保邦昭	実地 1.5
	②作業環境測定の実際	河合 俊夫	
	③④⑤一般健康診断と事後措置のすすめ方	萩原 聡	専門
14：40～16：10 （各組50名） ③～⑤：実地研修 ①②：講義	③ケーススタディ メンタルヘルスケア —職場復帰事例—	前久保邦昭	実地 1.5
	④作業環境測定の実際	河合 俊夫	
	⑤職場巡視	吉積 宏治	
	①②一般健康診断と事後措置のすすめ方	萩原 聡	専門
16：20～17：20	産業医の職務と衛生委員会における取組	森口 次郎	専門1.0
17：30～18：30	じん肺診断法の改正について	岸本 卓巳	専門1.0

【9月22日（日）】（取得単位：7.0単位（専門4.0単位・更新1.5単位・実地1.5単位））

時 間	内 容	講 師	単 位
9：00～10：30	メンタルヘルスケア—ラインによるケア—	井上 幸紀	専門1.5
10：40～12：10	職場の喫煙対策—今後の動向—	大和 浩	更新1.5
13：10～14：40 （各組50名） ①②：実地研修 ③～⑤：講義	①職場巡視	吉積 宏治	実地 1.5
	②ケーススタディ メンタルヘルスケア —職場復帰事例—	廣 尚典	
	③④⑤職場における腰痛と対策のすすめ方	車谷 典男	専門
14：50～16：20 （各組50名） ③～⑤：実地研修 ①②：講義	③作業環境測定の実際	河合 俊夫	実地 1.5
	④職場巡視	吉積 宏治	
	⑤ケーススタディ メンタルヘルスケア —職場復帰事例—	廣 尚典	
	①②職場における腰痛と対策のすすめ方	車谷 典男	専門
16：30～17：30	職業がん問題の現状—胆管がん問題を含む—	圓藤 吟史	専門1.0

【9月23日（月・祝）】（取得単位：6.0単位（専門3.5単位・更新1.0単位・実地1.5単位））

時 間	内 容	講 師	単 位
9：00～10：00	労働安全衛生マネジメントシステム	伊藤 正人	専門1.0
10：10～11：10	有機溶剤中毒とその予防対策 —有機溶剤中毒予防規則の改正を含む—	河野 公一	更新1.0
11：20～12：20	VDT作業における労働衛生管理の進め方	久保とし子	専門1.0
13：20～14：50 （各組50名） ①②④：実地研修 ③⑤：講義	①作業環境測定の実際	河合 俊夫	実地 1.5
	②職場巡視	吉積 宏治	
	④ケーススタディ メンタルヘルスケア —職場復帰事例—	鍵本 伸明	
	③⑤過重労働対策の進め方	山田 誠二	専門
15：00～16：30 （各組50名） ③⑤：実地研修 ①②④：講義	③職場巡視	吉積 宏治	実地 1.5
	⑤作業環境測定の実際	河合 俊夫	
	①②④過重労働対策の進め方	山田 誠二	専門

「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」(登録・更新) 対象となる研修会ご案内

本会では、平成24年度「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」を施行し、登録要件を満たし、申請書が提出された医師を登録しております。

つきましては、平成25年度新規登録、および平成26年度の更新要件となる研修会として、下記のとおり決定しておりますので、日程が決まったものをご案内致します。新規登録および次年度も登録医を継続希望の先生方はご出席下さい。(継続は自動更新)ご自身が所属しておられない地区医師会の会でもご出席頂けます。

但し、日本糖尿病学会専門医、日本糖尿病協会療養指導医については、登録(更新)要件は免除となりますので、申請書にその旨記載の上ご提出下さい。

なお、開催期日の関係で、鳥取県医師会報への掲載が間に合わないものもありますので、鳥取県医師会ホームページでもご確認下さい。

新規登録を希望される方は、鳥取県医師会ホームページ(会員用)から申請書をダウンロードされるか、本会または地区医師会から取り寄せ、ご所属の地区医師会へご提出下さるようお願い申し上げます。

また、平成24年度登録対象となる研修会に出席された方で、登録の希望があり、申請書の提出がまだの方は上記と同じ要領で地区医師会にご提出下さい。事務処理が終了次第登録致します。

ご不明の点がありましたら、鳥取県医師会事務局へお問い合わせ下さるようお願い申し上げます。

(新規・更新)登録の対象となる研修会(25.4.1)

○県医師会関係

- ・鳥取県健康対策協議会「特定健診従事者講習会」

※但し、対象の研修会とするかどうかは内容により決定。

○東部医師会関係

- ・日常診療における糖尿病臨床講座
- ・鳥取県東中部糖尿病セミナー

○中部医師会関係

- ・日常診療における糖尿病臨床講座

○西部医師会関係

- ・鳥取県西部医師会糖尿病研修会
- ・鳥取県西部糖尿病療養指導研究会

○その他

・鳥取県糖尿病談話会

上記以外に対象となる研修会を追加する場合がありますので、随時お知らせいたします。

現在日程が決まっているもの

第37回鳥取県糖尿病談話会（糖尿病研修番号42501）

日時：平成25年7月27日（土）午後4時45分～午後7時まで

場所：米子全日空ホテル 2階 「飛鳥（西）」 米子市久米町53-2 TEL 0859-36-1111

会費：500円

—プログラム—

16：45～17：00 情報提供（小野薬品工業㈱）

17：00～18：00 一般演題（数題予定）

18：00～19：00 特別演題

座長 鳥取大学医学部地域医療学講座 教授 谷口晋一先生

演題 「腎移植・膵移植における血糖コントロール」

講師 国立病院機構 米子医療センター外科 副院長 杉谷 篤先生

「禁煙指導医・講演医」養成のための講習会開催について

標記の講習会を本会と地区医師会の共催で下記のとおり開催いたしますので、ご案内します。

本講習会は、会員ご自身の所属地区医師会に関わり無く、東・中・西部の3会場で開催される講習会の何れかに、3年間に少なくとも1回ご出席いただくことが、鳥取県医師会ホームページに禁煙指導医或いは講演医、または双方のお名前を掲載するための条件となりますので、公表を希望される医師は必ずご出席下さるようご案内申し上げます。

[東部地区]

日 時 平成25年7月10日（水）午後7時～8時

場 所 東部医師会館 鳥取市富安1-62 TEL 0857-32-7000

演題及び講師

「かかりつけ医は禁煙治療をしよう～かかりつけ医のための禁煙薬物療法のコツ～」

安陪内科医院 院長 安陪隆明先生

日本医師会生涯教育制度 1.0単位 カリキュラムコード13、82

平成25年度中国地区学校保健・学校医大会ご案内

標記の大会が、次のとおり開催されますのでご案内申し上げます。

1. 日 時 平成25年 8月25日（日）13：00～16：35（予定）

2. 場 所 サンラポーむらくも 2階「瑞雲の間」
松江市殿町369番地 TEL 0852-21-2670

3. 日 程

敬称略

13：00 開会

13：00～13：15 挨拶；島根県医師会長 加藤哲夫

祝辞；日本医師会長、島根県教育委員会教育長

13：20～14：20 各県研究発表（1県10分）5題予定

14：20～14：30 休憩

14：30～15：30 特別講演（1）

日本体育大学 日体大総合研究所所長 武藤芳照

15：30～16：30 特別講演（2）

日本医師会 常任理事 道永麻里

16：30 次期当番県医師会長挨拶（広島県）

16：35 閉会

*参加を希望される場合は、お手数ですが、6月末日を目処に本会へご連絡ください。

「学校において予防すべき感染症の解説」について

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より日医を通じて周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

学校における感染症対策について、標記の解説が文部科学省ホームページに掲載されていますのでご覧いただき、今後の学校における感染症対策にご活用いただきますようお願い申し上げます。

（文部科学省ホームページ）http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm



故 村 江 正 名 先生

鳥取市吉方温泉・鳥取産院
(大正15年6月2日生)

〔略歴〕

昭和24年3月 熊本医科大学卒業
38年9月 開業

村江正名先生には、去る5月14日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よ
りご冥福をお祈り致します。



故 高 野 正 明 先生

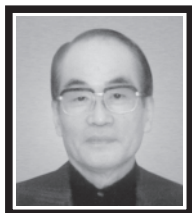
米子市二本木・中国労働衛生協会米子検診所
(昭和3年3月31日生)

〔略歴〕

昭和27年3月 米子医学専門学校卒業
平成2年6月 中国労働衛生協会鳥取検診所
4年7月 中国労働衛生協会米子検診所

高野正明先生には、去る5月14日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よ
りご冥福をお祈り致します。



故 岡 田 俊 次 先生

鳥取市戎町
(昭和10年3月19日生)

〔略歴〕

昭和34年3月 鳥取大学医学部卒業
51年11月 開業

岡田俊次先生には、去る5月25日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よ
りご冥福をお祈り致します。

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（5月分）

毎月腫瘍登録の届け出を頂き有り難うございます。

腫瘍占拠部位については、臓器内の部位によりICD番号が異なりますのでなるべく詳しく記載して下さい。

（1）施設別登録件数（含重複例）

登 録 施 設 名	件 数
鳥 取 大 学 附 属 病 院	118
鳥 取 県 立 中 央 病 院	81
鳥 取 県 立 厚 生 病 院	70
鳥 取 市 立 病 院	66
米 子 医 療 セ ン タ ー	53
博 愛 病 院	26
鳥 取 生 協 病 院	23
済 生 会 境 港 綜 合 病 院	17
野 島 病 院	14
野 の 花 診 療 所	11
梅 沢 産 婦 人 科 医 院	10
西 伯 病 院	9
藤 井 政 雄 記 念 病 院	5
新 田 外 科 胃 腸 科 病 院	5
日 野 病 院	5
旗ヶ崎内科クリニック	3
まつだ内科医院	2
清 水 病 院	2
江 尾 診 療 所	2
竹田内科医院（鳥取市）	1
橋 本 外 科 医 院	1
中部医師会立三朝温泉病院	1
赤 碕 診 療 所	1
消化器クリニック米川医院	1
脇 田 産 婦 人 科 医 院	1
合 計	528

（2）部位別登録件数（含重複例）

部 位	件 数
口 腔 ・ 咽 頭 癌	13
食 道 癌	16
胃 癌	72
小 腸 癌	1
結 腸 癌	39
直 腸 癌	21
肝 臓 癌	22
胆 嚢 ・ 胆 管 癌	13
膵 臓 癌	19
上 顎 癌	1
喉 頭 癌	3
肺 癌	85
胸 膜 癌	2
皮 膚 癌	13
胸 膜 中 皮 腫	1
腹 膜 癌	1
軟 部 組 織 癌	3
乳 癌	51
外 陰 部 癌	1
子 宮 癌	52
卵 巢 癌	5
前 立 腺 癌	26
精 巢 癌	2
腎 臓 癌	8
膀 胱 癌	9
涙 腺 癌	1
脳 腫 瘍	9
甲 状 腺 癌	7
頸 部 癌	1
原 発 不 明 癌	3
リンパ腫	17
骨 髄 腫	4
白 血 病	5
骨 髄 異 形 成 症 候 群	2
合 計	528

（3）問合票に対する回答件数

回 答 施 設 名	件 数
山 陰 労 災 病 院	1
博 愛 病 院	1
宮 川 医 院	1
合 計	3

「鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症に対する院内感染対策」の送付について

標記について、今般、国立感染症研究所感染症疫学センターにより作成され、厚生労働省医政局指導課、健康局結核感染症課連名で各都道府県等衛生主管部（局）に対し通知がなされ、日本医師会感染症危機管理対策室長から本会宛通知がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、会員各位におかれても、本件についてご了知いただきますようお願い致します。

○参考ホームページ

国立感染症研究所感染症疫学センター「鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症に対する院内感染対策」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu-a-h7n9/2273-idsc/3550-hospital-infection.html>

鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症に対する院内感染対策（2013年5月17日現在）

国立感染症研究所感染症疫学センター

はじめに

本稿では、鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染の疑似症患者と患者（確定例）に対して行う院内感染対策の概要について、これまでに明らかになっている情報に基づいて記載する。

なお、鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症の疑似症患者と患者（確定例）の指定感染症としての届出基準は以下のとおりである。疑似症患者については、院内感染対策は患者（確定例）と同等のレベルで対応する。

「疑似症患者」とは、以下を満たすものである。

38℃以上の発熱と急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H7亜型が検出された者。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	喀痰、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

「患者（確定例）」とは、「疑似症患者」のうち、国立感染症研究所において鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症と確定されたものである。

鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症の疑似症患者、患者（確定例）に対して推奨される院内感染対策

・外来では呼吸器衛生／咳エチケットを含む標準予防策を徹底し、飛沫感染予防策を行うことが最も重要

と考えられる。入院患者については、湿性生体物質への曝露があるため、接触感染予防策を追加し、さらにエアロゾル発生の可能性が考えられる場合（患者の気道吸引等の処置等）には、空気感染予防策を追加する*。

*具体的には、手指衛生を確実にを行うとともに、N95マスク、手袋、ゴーグル等の目の防護具、ガウン（適宜エプロン追加）を着用する。

- ・入院に際しては、陰圧管理できる病室もしくは換気の良い個室を使用する。個室が確保できず複数の患者がいる場合は、同じ部屋に集めて管理することを検討する。
- ・患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には可能な限り患者にサージカルマスクを装着させる。
- ・衣類やリネンの洗濯は通常の感染性リネンの取り扱いに準ずる。
- ・鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症の疑似症患者または患者（確定例）と必要な感染防護策なしで接触した医療従事者は、健康観察の対象となるため、保健所の調査に協力する。なお、必要な防護なく接触した医療従事者には抗インフルエンザ薬の予防投与を考慮し投与期間は最後の接触機会から10日間とする。

推奨される院内感染対策の根拠

海外において発生した鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染症については、発生国においてその発症者と接触者（医療従事者を含む）を対象とした疫学調査が行われている。現時点では、感染源と感染経路は不明であるものの、持続的なヒト-ヒト感染は確認されていない。ただし、濃厚な接触者の間で限定的なヒト-ヒト感染が生じている可能性は否定できない。潜伏期間については、今のところ不明であるが、動物との接触歴の詳細が確認された23例では潜伏期が中央値で6日（範囲1～10日）であったと報告されている。

鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスに対する必要な感染予防策として、現時点では手指衛生やPPE着用を含めた標準予防策に加えて、飛沫感染予防策を行う（入院患者については接触感染予防策も行う）ことがもっとも重要と考えられる。しかしながら、現状では感染様式に関する知見が乏しいことから、より確実に感染対策を行うために、状況に応じて空気感染予防策を適用することが妥当と考えられる。

これらは現時点での暫定的な推奨であり、今後得られる情報に応じて適宜改訂していくものである。

新種のコロナウイルスによる感染症の国内検査体制及び日本における呼称について

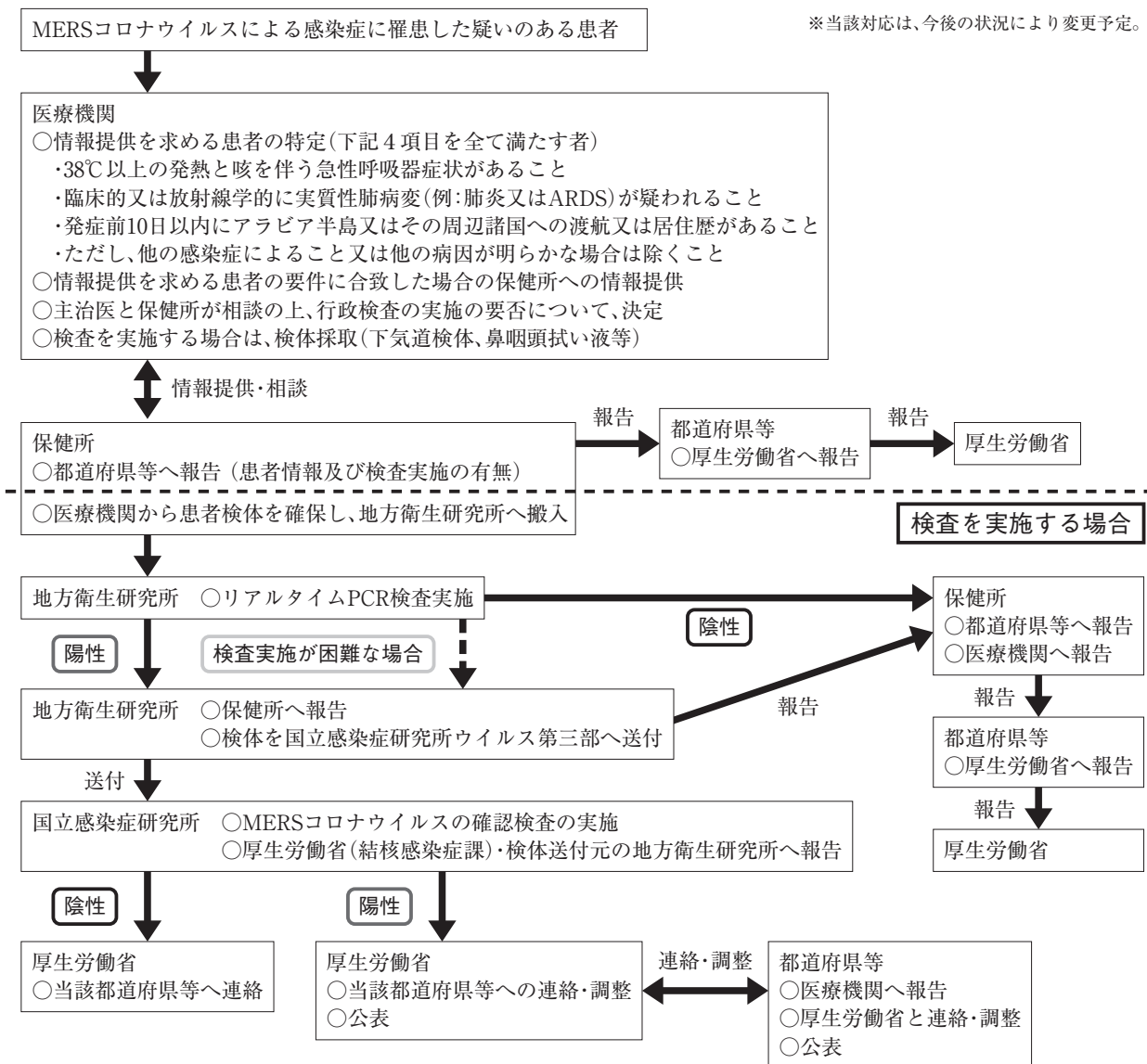
標記について、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県等衛生主管部（局）に対し通知がなされ、日本医師会感染症危機管理対策室長から本会宛通知がありましたのでお知らせ致します。

本通知の内容は、当該感染症の国内検査体制について、各地方衛生研究所における本ウイルスの検査結果が陽性となった場合等に国立感染症研究所において確認検査を行うこと、及び厚生労働省に情報提供の際の参考様式を作成したことあります。

また、ウイルス分類に関する国際委員会（ICTV）のコロナウイルス研究グループが、本感染症の病原体名を「Middle East respiratory syndrome coronavirus（MERS-CoV）」と命名し、世界保健機関（WHO）も同名称の使用を開始したこと、これを受けて、今後、厚生労働省においても、当該感染症の病原体名を「MERS（マーズ）コロナウイルス」、感染症名を「中東呼吸器症候群（MERS）」とすることあります。

つきましては、会員各位におかれても、本件についてご了解いただきますようお願い致します。

〈MERSコロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー〉



ヒブワクチンの価格について

今般、ヒブワクチンの定期接種化を受け、当該ワクチン（商品名：アクトヒブ）について、その製造販売業者より厚生労働省に対して7月1日より希望小売価格を変更する旨連絡があり、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県等衛生主管部（局）に対し通知がなされ、日本医師会感染症危機管理対策室長から本会宛通知がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、会員各位におかれても、本件についてご了解いただきますようお願い致します。

記

ヒブワクチン（商品名：アクトヒブ） 新価格：4,140円（旧価格 4,500円）（8%減）
 （製造販売業者：サノフィパスツール株式会社）

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）

鳥取県衛生環境研究所

(H25年4月29日～H25年6月2日)

1. 報告の多い疾病

(インフルエンザ定点29、小児科定点19、眼科定点3、基幹定点5からの報告数)

	(単位：件)
1 感染性胃腸炎	845
2 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	361
3 インフルエンザ	256
4 水痘	151
5 手足口病	94
6 突発性発疹	44
7 その他	61
合計	1,812

2. 前回との比較増減

全体の報告数は、1,812件であり、12% (243件) の減となった。

〈増加した疾病〉

手足口病 [194%]、水痘 [32%]、感染性胃腸炎 [12%]。

〈減少した疾病〉

インフルエンザ [63%]、A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 [4%]。

〈増減のない疾病〉

なし。

※今回 (18週～22週) または前回 (13週～17週) に1週あたり5件以上、報告のあった疾病を対象に計上した。

3. コメント

- ・全県で手足口病の報告数が増えています。
- ・東部地区で風しんの患者報告数が増えています。

報告患者数 (25.4.29～25.6.2)

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
インフルエンザ定点数	(12)	(6)	(11)	(29)	
1 インフルエンザ	105	60	91	256	-63%
小児科定点数	(8)	(4)	(7)	(19)	
2 咽頭結膜熱	5	10	10	25	257%
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	169	73	119	361	-4%
4 感染性胃腸炎	390	230	225	845	12%
5 水痘	79	39	33	151	32%
6 手足口病	34	11	49	94	194%
7 伝染性紅斑	0	0	1	1	-50%
8 突発性発疹	16	12	16	44	-6%
9 百日咳	2	0	0	2	-33%
10 ヘルパンギーナ	0	1	7	8	700%

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
11 流行性耳下腺炎	0	0	3	3	-57%
12 RSウイルス感染症	1	2	3	6	-45%
眼科定点数	(1)	(1)	(1)	(3)	
14 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	—
15 流行性角結膜炎	0	5	0	5	25%
基幹定点数	(2)	(1)	(2)	(5)	
16 細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	0	0	0	0	-100%
17 無菌性髄膜炎	0	0	3	3	—
18 マイコプラズマ肺炎	6	2	0	8	-27%
19 クラミジア肺炎(オウム病は除く)	0	0	0	0	—
合計	807	445	560	1,812	-12%

境港「玉栄丸」たまえまる爆発

倉吉市 石飛 誠一

戦時下におこりし惨事「玉栄丸」の爆発事故から六十八年

死者百十五、重軽傷者三百余、軍事機密にて詳細は残らず

全壊や全焼家屋あまたあれど当時の新聞わずか十行の記事

被災地で開催されし回顧展 訪いし会場に人影まばら

惨状をうつしし写真を見入るのは老人ばかり
三、四人なり

鳥取医学雑誌への投稿論文を募集致します

「鳥取医学雑誌」は、鳥取県医師会が発行する「学術雑誌」で年4回（3月・6月・9月・12月）発行しています。締切日は設けておりません。「受理」となった論文は、発行月に最も近い医学雑誌へ掲載いたします。投稿にあたっては、鳥取医学雑誌に掲載している「投稿規定」をご覧ください。「興味ある症例」（質疑応答形式；2頁）欄への投稿も併せて募集致します。

優秀な論文には、「鳥取医学賞」が贈られます。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

「鳥取医学雑誌 新人優秀論文賞」

この賞の対象は、筆頭著者が卒後5年までの医師で、原則として鳥取県医師会員です。平成25年発行の第41巻から適用いたします。

会員各位の日常診療の参考となる論文のご投稿をお待ちしております。

「投稿規定」類のご請求、およびご不明な点は鳥取県医師会・鳥取医学雑誌編集委員会へお問い合わせ下さい。

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会内・鳥取医学雑誌編集委員会

TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail igakkai@tottori.med.or.jp

薩摩・肥後紀行

南部町 細田庸夫

今年の5月連休後半は、鹿児島と熊本の西南戦争戦跡等を巡った。

九州新幹線：九州新幹線の「みずほ」は山陽新幹線の「のぞみ」、「さくら」は「ひかり」、そして「つばめ」は「こだま」と考えると理解し易い。普通指定席は4人掛けで、グリーン車気分が味わえる。FM車内放送はない。

鹿児島中央駅：以前は「西鹿児島駅」と称していたが、2004年「鹿児島中央駅」と改称された。鹿児島駅は別にあり、新幹線は着かない。

城山観光ホテル：鹿児島市内の城山山頂近くに建つホテル。斜面に建っているので、フロントは4階にある。桜島、錦江湾、鹿児島市街が一望出来て、トビが目下を舞っている。1,000米の地下からの温泉は「ぬめり」があり、「美肌の湯」と称したら、誰も異議を挟めない。鹿児島中央駅からのシャトルバスは25分で着くが、タクシーは近道を走り、半分以下の時間で着く。

城山：史跡である。西南戦争の最後の戦場で、薩軍はここで全滅した。西郷隆盛が最後の数日を過ごした西郷洞窟は展望台に行く途中にある。

西郷「先生」：鹿児島では、西郷隆盛は悲運の英傑であり、観光バスのガイドは、敬意を込めて「西郷先生」と呼んでいた。

磯庭園（仙巖園）：鹿児島に来たら必見の銘庭。磯庭園は通称で、正式には仙巖園と呼ぶ。この庭の借景は桜島。園内に薩摩藩の古流剣術、示現流の稽古場が展示してある。実に簡単な設備である。

田原坂：西南戦争の激戦地。加藤清正は、幕府軍等が熊本を攻めることを想定し、軍隊が移動出来る道は、守り易い田原坂を通る道だけしか作らせなかった。薩軍の士気は高かったが兵器と兵数

で劣り、17日間の攻防戦の末、小倉から来た官軍に敗れ、鹿児島に向け敗走することになる。近くの山や丘には、薩軍と官軍の墓所がたくさんある。心残りは、ここの資料館に入る時間が無かったこと。

熊本城：加藤清正が精魂を込め、籠城を前提として築城した。有名な「武者返し」の石垣が随所にあり、石垣の新旧の比較が出来る場所もある。城内にたくさんの井戸が掘られ、色々な工夫で食糧を備蓄し、西南戦争では、谷干城（たにたてき）率いる官軍が、数で勝る薩軍から守り抜いた。西郷隆盛は、「官軍に負けたんじゃない。清正公に負けた」と嘆いたとか。ちなみに、籠城は援軍が来ることを前提とした作戦である。

本丸御殿：鉄筋コンクリート造りの天守閣近くに、最近木造で再建された。謁見の間等、焼失前の模様が忠実に再現されている。

水前寺成趣園：普通水前寺公園と呼ばれ、熊本観光で欠かせない。池を巡る公園は、20分もあれば観尽せる。市内電車を利用して行くのも悪くない。

定期観光バス：鹿児島市では、午後半日で城山や磯庭園を巡るガイド付き「歴史探索コース」を利用し、熊本では一日の「もりめぐりん」で、田原坂や熊本城等を回った。両市とも、周遊バスや市内電車等も利用出来るが、駐車場からの史跡等への往復時間、バスの待ち時間、そしてガイドの説明等を考えると、定期観光バスの方が、はるかに効率的に観ることが出来る。

T. HoSoDaのアドバイス：是非事前に明治維新と西南戦争、西郷隆盛、そして加藤清正等の歴史を学んで行かれることをお勧めする。ガイドの説明等が生き活きと脳裏に入る。

シーベルトの謎 (20)

鳥取市 上田病院 上 田 武 郎

前は8万6千人の被爆生存者調査について、対照群の取り方の異なる2つの解析(2004年「医事新報」に紹介されている放影研の解析と「放射線と理性」に引用されている英国グループの解析)がある事を書きました。2004年の放影研の解析は被爆者の中の「殆ど被曝していないと考えられる」人たちを対照とし、英国グループの解析は「近隣都市の居住者」を対照としています。

この2つの解析結果は、対照群が異なるにもかかわらず、「過剰死亡者数」で比較するとほぼ同じ傾向になっています。(全く同じでないのは英国グループの方が統計を取った期間の3年長いデータを使っている事も理由の一つですが。)

という事は、放影研の様な対照群の設定で妥当だったと結論して良いのでしょうか？

しかしこれに対しては、「放射線被曝の歴史」(既出注6)に解釈の難しい、けれども考えさせられる記述があります。それは、ABCCが「有意な被曝量ではない」とした被爆者の白血病についてです。

この本によるとABCCは、爆心地から2km以遠の被爆者や投下直後に入市した人などを「有意な線量を被曝していない」と定義して、これらの人々の白血病の死亡率は全国平均と差がないと結論づけました。

実際、同書に掲載されているグラフを見ると、1945年～50年では全国平均を上回るものの、その後1960年頃までは全国平均よりもやや少なく、1960年代半ばにはほぼ同じとなり、1960年代後半には減少して全国平均との差が開くという動きをしています。これだけを見ると、ABCCの結論は正しく見えます。

ところが、「歴史」の著者は、これに戦前のデータを持ち出してつけ加えています。即ち、1930

～34年の5年間について比較すると、広島市の白血病死亡率は全国平均の約1/2だったと主張しています。

だとすると、1950年代前半の広島市の「有意な線量でない」被爆者の白血病死亡率は、1930年代前半の市民の2～3倍程度になります。そして1960年代半ばまで増加を続け、1960年代後半に減少に転じます。地域を固定して時間軸に沿う変化を見ると、“低線量被曝”といえどもやはり影響があったのではないかという訳です。

因みに、現在の福島県民の調査においても、地域ごとにがんの発生率が違うのだから単純に全国平均と比較しても無意味である、という議論があります。

では、最初に「解釈が難しい」とお断りしたのはどういう点でしょうか？

一つは、全国平均の変化です。1930年～50年まで大きな変動がないのに、50年以降突如として増加してそれ以前の約3倍になり、50年代後半～70年代までそのままほぼフラットになっています。この増加は、広島「非有意な」被爆者の場合と比べて、約5年遅れで始まっています。(上述の「1945～50年頃までは有意でない被爆者の方が上回るが、それ以降は全国平均を下回り」というのは、そういう事です。)しかし、これを以て、「やはり全国平均の変化とほぼ同じ」とは言い切れません。なぜなら、全国平均は1950年代半ば頃に戦前の約3倍となって以後は20年ぐらい大きな変動が無いのに対して、広島「非有意な」被爆者は1960年代まで増加を続けて最大で戦前の約5倍になっているからです。増加率は全国平均よりも大きいと見えます。

私にとって解釈が難しいのはむしろ、全国平均がなぜ急に増加したか、です。「生活様式や環境

の変化」ではその後20年ぐらいほぼフラットになっている事が説明出来ません。なぜなのでしょう
か？

2つめの疑問は、「非有意な」被爆者の数字の
変化です。1945年以後増加を続けていたのが、60
年代半ば～70年にかけて減少して行き、70年には
戦前の約3倍のレベルに戻りますが、それ以降、
再び増加に転じて全国平均を上回ります。戦前の

約3倍に戻ったというのは全国平均の増加率と同
程度ですので、このあたりで“低線量被曝”の影
響が一段落したと解釈できなくもない気がしま
す。が、そうだとすると70年代前半から再び増加
に転じた理由が分かりません。

これについてこの本の著者は市町村合併の影響
を持ち出しています。そしてそれが前述の8万6
千人調査の対照群の取り方と関係して来ます。

鳥取医学雑誌「興味ある症例」投稿にあたって

「興味ある症例」はX線、内視鏡写真、超音波写真、心電図など形態学的所見が読めるように
きちんと撮影されている症例の掲載を目的としています。珍しい症例は勿論ですが、ありふれた
症例でも結構ですから、見ただけで日常診療の糧となるような症例をご投稿下さい。

投稿規定：

原則として1症例につき2頁以内におさまるように、症例のあらましとX線、内視鏡、超音波、
CT、心電図などの画像とその診断名、解説をまとめて下さい。

写真4枚以内、症例紹介300字以内、解説約500字（半ページ）、約1,000字（1ページ）。

カラー写真は、編集委員会で認めたものについては著者の負担を要しない。

典型例では文献は必要ありませんが、比較的珍しい症例では2～3個以内の文献を付けて下さ
い。

要旨、英文タイトル、Key words等は不要です。

採否およびその他の記載方法は鳥取医学雑誌投稿規定に依ります。

なお、二重投稿および個人情報の守秘には充分ご留意下さい。

送付先：〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会内 鳥取医学雑誌編集委員会

〈鳥取医学雑誌への「抄録」投稿にあたって〉

1. 抄録は文字数400字以内として下さい。但し、極端に少なくならないようご配慮下さい。
2. 本誌への投稿は、止むを得ない場合を除き、出来るだけ継続してご投稿下さい。
3. 校正責任者は、「医師」として下さい。校正は初校のみお願いしております。
4. 抄録は、医師の発表が半数以上のものに限り、医療従事者が半数以上の場合はお受け出
来ません。
5. 投稿者が会員の有無にかかわらず有料です。
6. 体裁および抄録内容の一部について、編集委員会にて変更することがありますので、予めご
了承下さい。

(鳥取医学雑誌編集委員会)



広報委員 小林 恭一郎

うとうしい梅雨の季節となりました。平年より11日も早い梅雨入りだそうです。今年は空梅雨なのか、梅雨入り後も雨の少ない日が続いています。

3月から新医師会館の建築が始まりましたが、会館建築も順調に進んでいます。大きなクレーンが入って、着々と基礎の鉄筋が組まれています。

6月22日には、一般社団法人に移行後初めての代議員会が行われます。例年であれば、代議員会の後、総会が行われ、総会講演や懇親会が行われますが、今年から総会は開催されません。会員の先生方の親睦を深める機会は減ってしまいましたが、7月の三師会納涼祭や年末の忘年会は例年通り開催される予定です。ふるってご参加いただくようよろしくお願いします。

7月の行事予定です。

- 3日 第2回看護学校運営委員会
- 4日 鳥取県小児内分泌研究会
「子どもの身長は教えてくれる。病気も、家庭のことも」
国立病院機構岡山医療センター 小児科 診療部長 久保俊英先生
- 6日 学術講演会
「骨軟部領域に於けるIVR」
関西医科大学 医学部 放射線科学講座 教授 谷川 昇先生
- 9日 理事会

- 10日 東部医師会禁煙指導研究会講演会
「かかりつけ医は禁煙治療をしよう～かかりつけ医のための禁煙薬物療法のコツ～」
安陪内科医院 院長 安陪隆明先生
- 16日 胃疾患研究会
「大腸腫瘍の内視鏡診断と治療」
鳥取県立中央病院 消化器科 医長 柳谷淳志先生
- 17日 東部小児科医会
- 18日 胸部疾患研究会
- 23日 理事会
- 24日 第2回心臓弁膜症勉強会
「弁膜症の診断と治療戦略～地域連携医療の重要性～」
東京ベイ・浦安市川医療センター ハートセンター長 渡辺弘之先生
- 27日 第59回医学セミナー
「感染症Update：耐性菌、抗菌薬療法から感染制御まで」
東邦大学医学部微生物感染症学講座 教授 舘田一博先生
「C.difficile感染でかわる感染対策・管理」
東邦大学医療センター大橋病院 外科 教授 草地信也先生

5月の主な行事です。

- 10日 学術講演会

「糖尿病死亡ワーストワンからの脱却をめざし」

徳島大学 糖尿病臨床開発研究センター
教授 松久宗英先生

14日 理事会

15日 東部小児科医会

第2回鳥取認知症フォーラム

「認知症による不安・ストレスを回避して、薬物療法～有用性を説明し投与する～」

川崎医科大学附属病院 神経内科
特任准教授 片山禎夫先生

16日 胸部疾患研究会

17日 腹部超音波研究会

健康スポーツ医学会委員会

鳥取県東部双極性障害フォーラム

「躁うつ病臨床の現在」

近畿大学医学部 精神神経科学教室

教授 白川 治先生

20日 第1回勤務医部会委員会

21日 胃疾患研究会

22日 第1回東部地区循環器カンファレンス

26日 会長杯ゴルフ大会

27日 看護学校臨地実習懇談会

28日 理事会

30日 鳥取県東部消化器病講演会

「小腸疾患の最新のトピックスについて」

岡山大学病院 光学医療診療部

助教 川野誠司先生

31日 東部臨床内科医会

「認知症 薬物療法のトピックス」

川崎医科大学 精神科学教室 川崎医科大学附属川崎病院 心療科

部長 石原武士先生



広報委員 岡田 耕一郎

早めの梅雨入りとなりましたが、晴天が続いております。今年の雨量は平年の6割程度だそうです。この6月号が手元に届くころには、おそらく厳しい暑さとなっているのでしょうか。

中部医師会では、今年の夏の会員福祉事業としてガイナレ鳥取観戦（サッカー観戦）と野球観戦を予定しております。サッカー観戦は、とりぎんバードスタジアムにて対ロアッソ熊本戦です。野球観戦は、昨年は広島マツダスタジアムでの広島・阪神戦でしたが、今年は甲子園での阪神・巨人戦を予定しております。皆様の御参加お待ちしております。

7月の主な予定です。

3日 理事会

4日 肝疾患セミナー

「肝疾患における栄養療法の意義～新たなオプション～」

岐阜大学医学部附属病院 第一内科
臨床講師 白木 亮先生

10日 常会（糖尿病パス説明会）

11日 消化器がん検診症例検討会

13日 中部外科医会

「肺癌外科手術における最近の話題（仮）」

鳥取大学医学部 器官制御外科学講座 胸部外科分野

教授 中村廣繁先生

17日 乳幼児保健協議会

18日 第1回脳卒中パス検討会

- 19日 講演会（リウマチ）
- 22日 胸部疾患研究会・肺がん検診症例検討会
- 23日 心疾患症例検討会
- 24日 痛み研究会
- 25日 腹部画像疾患研究会
- 26日 講演会（認知症）
- 28日 鳥取県中部院内感染防止研究会

5月に行われた行事です。

- 16日 中部地区漢方勉強会特別講演会
「漢方によるがん治療の奇蹟」
公益財団法人がん研有明病院 漢方サポート科部長 星野恵津夫先生
- 17日 定例常会
「骨粗鬆症診療に必要な骨の基礎知識—骨組織研究50年の回顧—」
鳥取大学名誉教授 整形外科 山本吉蔵先生
- 20日 胸部疾患研究会・肺癌検診症例検討会

- 21日 糖尿病パス策定委員会
- 22日 胃がん・大腸がん読影会打合せ
- 24日 中部小児科医会
「小児睡眠時無呼吸症候群の検討」
厚生病院 小児科 坂田晋史先生
「児童期・思春期の支援（親子関係と家族内力動）」
厚生病院地域支援センター臨床心理士 阿部 桂 氏
- 26日 世界禁煙デー関連イベント
- 29日 総務会
講演会
「シムビコートの使用経験について」
岡山大学病院三朝医療センター センター長 光延文裕先生
「喘息予防・管理ガイドライン2012とSMART療法」
鳥取大学医学部 分子制御内科学 講師 山崎 章先生
- 31日 救急業務連絡協議会



広報委員 伊藤 慎 哉

梅雨入りした後あまり雨が無く、松江市は水不足との話を聞きますが、米子市は大山の伏流水が豊富で水不足の心配は無いそうです。

さて、風疹の妊婦感染予防のため、6月1日より鳥取県でも予防接種の補助金が決まりましたが、その対象者は、19歳から50歳未満の女性と、妊婦の夫との事ですが、妊婦は原則、風疹ワクチン接種は望ましくなく、接種上の注意事項に「あらかじめ1か月間避妊した後接種し、2ヶ月間は妊娠しないように注意させること。」と記載があります。

しかし、外来に来られるのは、これから妊娠を

望む若い夫婦が風疹ワクチン接種希望で受診なさる事が殆どです。女性は補助金の対象になりますが、男性は妊婦の夫では無い為に対象者とはなりません。男性は妊娠が判明するまで待ってワクチンを打つのが県の考え方なのでしょうか？ 少し疑問に思えました。

7月の主な行事予定です。

- 4日 常任理事会
- 8日 米子洋漢統合医療研究会
胸部疾患検討会
- 9日 消化管研究会

- 10日 第485回小児診療懇話会
西部在宅ケア研究会例会
- 11日 第135回米子消化器手術検討会
- 16日 鳥取県西部腹部超音波研究会
- 18日 第50回鳥取県西部地区肺がん検診胸部
X線勉強会
第27回 鳥取県西部医師会一般公開健
康講座
「気になる「のど」の違和感・首のし
こり・声のかすれ」
中尾耳鼻咽喉科医院
院長 中尾圭介先生
14：00 米子市文化ホール
- 19日 鳥取県西部医師会学術講演会
- 22日 定例理事会
- 23日 消化管研究会
- 24日 臨床内科研究会
- 25日 博愛との連絡協議会
- 26日 西医臨床内科研究会

5月に行われた行事です。

7日 西部臨床糖尿病研究会

- 8日 鳥取県西部小児科医会特別講演会（第483
回小児診療懇話会）
- 10日 整形外科合同カンファレンス
パソコン研究会（第2回）
- 13日 定例常任理事会
米子洋漢統合医療研究会
- 14日 消化管研究会
- 16日 第25回鳥取県西部医師会一般公開健康講座
「黄砂とPM2.5の健康への影響」
鳥取大学医学部附属病院 呼吸器内科・
膠原病内科 講師 渡部仁成先生
- 20日 胸部疾患検討会
- 21日 消化器超音波研究会
- 22日 臨床内科研究会
- 23日 第49回鳥取県西部地区肺がん検診胸部X線
勉強会
- 24日 西部医師会臨床内科医会
- 27日 定例理事会
- 28日 消化管研究会
- 30日 BLS講習会
- 31日 学術講演会



広報委員 北野博也

梅雨の晴れ間の美しい青空に夏らしさを覚える
昨今、医師会会員の皆様におかれましては、一方
ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。
います。

6月30日（日）は本学記念講堂にて、医療関係
者を対象とした低侵襲外科センター講演会を開催
します。本院の低侵襲外科センターに所属する医
師、看護師、臨床工学技士によるロボット手術等
の講演や手術室見学を予定しています。ご興味のある方は病院ホームページをご覧ください、どう

ぞご参加下さい。

早速ですが、5月の鳥取大学医学部の動きにつ
いてご報告いたします。

看護の日のイベントを開催

本院では、5月12日の「看護の日」を含む週の日曜日から土曜日までを「看護週間」として、看護を広く理解していただくとう看護部が中心となり、毎年イベントを開催しております。

今年は、5月14日（火）に「看護の心をみんな

の心に～看護が私を強くする」をテーマとし、外来ホールにて血糖測定、アロママッサージ、シミュレーター看護体験等のコーナーを設置し、看護師が専門知識を活かし健康相談や測定を実施し、たくさんの方が参加されました。

また、今回は一日看護部長として鳥取県西部広域行政管理組合の武本和之消防局長と、特別ゲストとして全国植樹祭イメージキャラクター“トッキーノ”を招き、院内の視察や記念植樹を行いました。

大草看護部長は「地域から信頼される病院作りに向け、看護の力を発揮していきたい」と語っていました。



賑わう各コーナーの様子



記念植樹の様子

内視鏡手術ロボット「ダヴィンチSi」導入について

2010年10月全国に先駆け内視鏡手術支援ロボットを導入、低侵襲外科センターを設置し、技術向上と教育の推進に取り組み、体に負担の少ない低侵襲治療の普及に努めて参りましたが、この度、最新鋭の内視鏡手術ロボット「ダヴィンチSi」の

導入に伴い米子市政記者クラブに加盟する新聞社・テレビ局を招き説明会を開催しました。

「ダヴィンチSi」の最大の特徴は、コンソール（コントロールブース）が2つ有り、2人での操作が可能となったことです。術者が作業分担をし、負担を軽減することができるようになりました。また画面は3次元ハイビジョンの解像度がアップし、更に視野が拡大しました。これにより術者の技量向上はもちろんのこと、若手医師や研修医への教育に力を入れることで、より良い医療の提供に貢献するものと考えております。



ダヴィンチSiの説明をする武中センター長



ダヴィンチSiの手術の様子

中国地方知事会院内ツアーの実施について

5月31日（金）米子市で開催された中国地方知事会会議出席者による院内ツアーを実施しました。

院内ツアーは、平井鳥取県知事、湯崎広島県知事や中国地方経済会代表総勢15名の参加があり、北野病院長から本院の取り組みについてプレゼンテーションの後、昨年11月に新しく設置した3室の手術室を見学しました。また、次世代高度医療

推進医療センター医療機器部門 植木部門長から現在開発中の自走式内視鏡の説明があり、本院の先端医療を視察していただきました。視察後も参



北野病院長プレゼンテーションの様子

加者の皆様から本院の取り組みに関して、様々な質問が飛び交い、本院への関心の高さが伺えました。



手術室院内ツアーの様子

5月

県医・会議メモ

- 2日(木) 保健医療機関指導計画打合せ会 [県医]
 - ♪ 第1回常任理事会 [県医]
- 9日(木) 医事紛争処理委員会 [県医]
- 14日(火) 鳥取県地域医療対策協議会 [県医・TV会議]
 - ♪ 公益社団法人日本医師会移行記念祝賀会 [東京都千代田区・帝国ホテル]
- 16日(木) 鳥取県公衆衛生協会理事会 [県医]
 - ♪ 学校医部会運営委員会 [県医・TV会議]
 - ♪ 東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状伝達式 [鳥取市・県庁]
 - ♪ 第257回鳥取県医師会公開健康講座 [県医]
- 17日(金) 鳥取県新型インフルエンザ医療対策協議会 [県医・TV会議]
- 19日(日) 中国四国医師会ブロック 医療基本法(仮称)制定に関するシンポジウム [広島市・ホテルグランヴィア広島]
- 21日(火) 第3回中央病院機能強化基本構想検討委員会 [県医・TV会議]
- 23日(木) 第2回理事会 [県医]
 - ♪ 生涯教育委員会 [県医・TV会議]
- 26日(日) 第46回全国植樹祭 [南部町・とっとり花回廊]
- 28日(火) 鳥取県医療審議会 [県医・TV会議]
 - ♪ 鳥取県保健事業団理事会 [鳥取市・保健事業団本部]
- 30日(木) 第5回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会 [鳥取市・県庁]

会員消息

〈入 会〉

川口 馨	鳥取県立中央病院	25. 4. 1
植嶋 千尋	鳥取赤十字病院	25. 4. 1
三宅 鞏弥	鳥取赤十字病院	25. 4. 1
岸野 瑛美	鳥取赤十字病院	25. 4. 1
山崎 彰	鳥取生協病院	25. 4. 1
前田 迪郎	博愛病院	25. 4. 1
小倉 彩	ウエルフェア北園渡辺病院	25. 5. 1
奈賀 卓司	米子医療センター	25. 5. 1
木村 真理	米子医療センター	25. 5. 1
坪内 祥子	米子医療センター	25. 5. 1
藤井 政至	鳥取県立厚生病院	25. 5. 1
岩田 勘司	鳥取生協病院	25. 6. 1

〈退 会〉

高野 正明	中国労働衛生協会米子検診所	25. 5. 14
村江 正名	鳥取産院	25. 5. 14

〈異 動〉

豊島 良太	鳥取大学医学部 ↓ 鳥取大学	25. 4. 1
能勢 隆之	㊦鳥取市栄町613-1 サーバス駅前通り702 ↓ ㊦米子市旗ヶ崎6-15-18	25. 4. 1
福井 裕子	鳥取大学医学部附属病院ワーク ライフバランス支援センター ↓ 鳥取大学医学部地域医療学	25. 4. 1
三好三七夫	三好内科医院 ↓ 閉 院	25. 5. 7

保険医療機関の登録指定、異動

生活保護法による医療機関の指定

にしまち診療所悠々	鳥 取 市	1431	24. 7. 2	指 定
すえひろ生協診療所	鳥 取 市	1432	25. 4. 1	指 定

感染症法の規定による結核指定医療機関の指定、辞退

三好内科医院	米 子 市		25. 5. 7	辞 退
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	米 子 市		25. 4. 1	指 定

原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定

鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	米 子 市		25. 4. 1	指 定
-----------------	-------	--	----------	-----

公 告

鳥取県医師会代議員の補欠の選出について

この度、中部医師会所属の本会の代議員、青木哲哉氏から6月6日付けで代議員辞任の届け出がありました。

そこで、中部医師会選出の代議員について欠員となることから、定款第16条第3項の規定により、後任の代議員の選出を行います。

つきましては、中部医師会所属の会員について本会の代議員になろうとする者は、6月24日（月）までに中部医師会へ届け出て下さい。

なお、任期は、平成27年3月31日までとなります。

〈補欠で選出すべき代議員の地区医師会名及び員数〉

地区医師会名	代議員の員数
中部医師会	1名

【届出の様式】

○代議員立候補届出書

以上、定款第73条の規定により公告致します。

平成25年6月7日

公益社団法人鳥取県医師会 会長 岡 本 公 男

梅雨入りはしたものの、雨の降らない真夏のような日々が続く、このままでは水不足が心配されるこの頃です。

先日NHK教育テレビの団塊スタイルという番組で、「健康寿命を延ばすには」という内容の放送がありました。今や日本人の平均寿命は男性79歳、女性86歳ですが、「介護を受けず、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」いわゆる健康寿命は、男性70歳、女性74歳とのことです。番組内で順天堂大学加齢制御医学講座教授の白澤卓二先生が、「脳は年をとっても刺激を与えれば新しい細胞ができるが、その遺伝的要因は25%であるのに対し環境要因は75%で、中年以降いかに脳に刺激を与えるかが大切になる。」と話されていました。そしてその為には、足腰を鍛える事・趣味を持つ事・食事に気をつける事が大切であり、足腰を鍛え、脳を活性化させる運動として太極拳が良く、カラオケなどの趣味を持つ事も良いとお話でした。太極拳は今までは筋肉が鍛えられる・呼吸機能が改善する・精神が安定するという健康効果が知られていましたが、今回は脳が活性化し記憶力が向上する効果があるとの研究データが得られたとの話もありました。番組内では、腰が曲がって仰向けに寝る事ができず腰痛で5分も歩けなかった87歳の老婆が、太極拳を始めて1年後には腰痛が治り、3年たった今では毎日片道45分の公園まで歩いて行って太極拳をするのが日課になっているという体験が紹

介され、その若者のような歩きぶりには驚かされました。これから高齢化社会を迎え、健康で長生きするための予防医学が益々大切になってくると思われます。

さて、今回の医師会報は、巻頭言で岡本会長より貴重なご提言をいただきました。その中で、医政とは国民のための医療政策を皆で議論しながら方向づけていくもので、医学、医療の責任者である医師は、その中心に居て「国家百年の計」を論じ、時の政権にぶれることなく推し進めていくものである。そしてその政策を決める国会に、医療の本質を熟知し国民の為の医療を推進していく我々の代表を、医療関係者のリーダーとして送り出さなくてはならないと語られています。本当に医療を取り巻く環境は厳しいものがありますので、会員皆で協力していかなくてはならないと思われました。

岡本会長は平成6年鳥取県医師会理事に、その後常任理事、副会長を歴任され平成18年からは鳥取県医師会会長に就任されました。その間、鳥取県民・日本国民の医療の向上の為に多くご活躍・ご貢献をいただき、また私達医師会員をご指導、お導きいただきました。本当に心より感謝申し上げます。

最後に今回の会報にご寄稿いただきました諸先生方に改めてお礼申し上げます。

編集委員 武 信 順 子

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori.med.or.jp/>

鳥取県医師会報 第696号・平成25年6月15日発行（毎月1回15日発行）

会報編集委員会：渡辺 憲・米川正夫・武信順子・秋藤洋一・中安弘幸・松浦順子

● 発行者 公益社団法人 鳥取県医師会 ● 編集発行人 岡本公男 ● 印刷 今井印刷(株)

〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail: kenishikai@tottori.med.or.jp URL: <http://www.tottori.med.or.jp/>

〒683-0103

鳥取県米子市富益町8

定価 1部500円（但し、本会会員の購読料は会費に含まれています）

豊かな老後 確かな支え

日本医師会 年金

ご加入のおすすめ

特 色

1. 日本医師会が運営する会員のための唯一の年金。
私的年金として我が国最大規模を誇っています。
2. 長寿社会に対応した年金です。
長生きするほどお得な年金です。
3. 生活設計に応じて年金額を決定できます。
4. 掛金には上限がありません。増減はいつでもできます。
5. 計算利率は魅力ある年1.5%です。

加 入 の 資 格

日本医師会会員で加入日現在、満64歳6ヶ月未満の方です。また、年金の受給権が発生する満65歳までは本会の会員であることが条件です。
会員の種別は問いません。

*パンフレットのご請求と詳細については

日本医師会 年金・税制課

TEL. 03-3946-2121 (代)

FAX. 03-3946-6295

Eメール nenkin@po.med.or.jp

ホームページ <http://www.med.or.jp/>